

14. 5-54



1200501213152

14.5

4



始



司 法 資 料

第 九 百 九 十 九 號

伊 太 利 刑 事 訴 訟 法 典

附 伊 太 利 重 罪 法 院 條 例

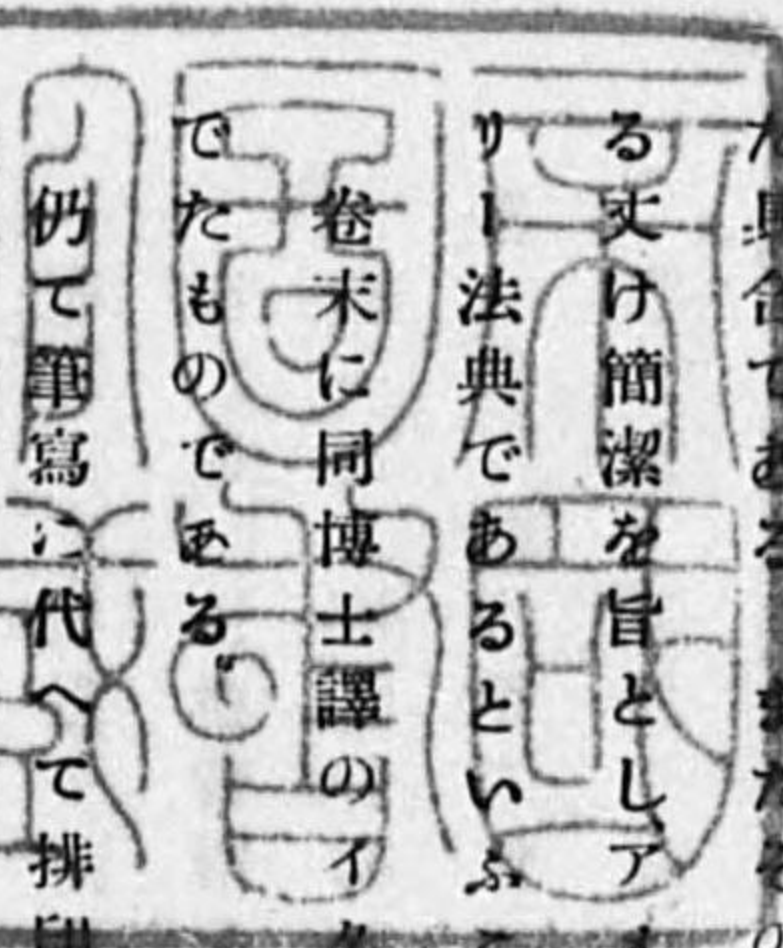
〔禁轉載〕（昭和十年九月）

司 法 省 調 查 課

同省調査課 寄贈本

本號は一九三〇年制定翌年九月一日施行のイタリア刑事訴訟法典原文の邦譯で、曩に配布した刑法典と對を成すものである。譯者は同じく岡田朝太郎博士である。

譯者の語るところに依れば、イタリアの新法典はその形式に於て他の諸國の法典と著しく趣を異にし例へば、行の眞中に第何條と表示し、次行の同位置に條文の表題を掲げ、次に條文の本文を置くといつた具合である。また、その本文も極めて説明的であり従つて可成り冗長でもある。我國のものが出来るだけ簡潔を旨とし、アメリカのそれが甚だしく冗長であるとするれば、正にその中間に位するのがイタリア法典であるといふことである。



昭和十一年九月

卷末に同博士譯のイタリア重罪法院條例の譯文を添付した。畢竟本書の了解を助くるの主旨に出



司法大臣官房調査課

14.5-54

總目次

譯者註・原典ニハ後示逐條目次ノミアリテ此總目次ナシ

第一編

總則

第一章 訴權に就て……………一

第一節 公訴に就て……………一

第二節 私訴に就て……………二

第二章 裁判所に就て……………四

第一節 事物管轄に就て……………四

第二節 土地管轄に就て……………九

第三節 訴訟手續の牽連に就て及び管轄に付ての其效力に就て……………三

第四節 裁判權と管轄との牴觸に就て……………三

第五節 訴訟手續の移轉に就て……………三

第六節 裁判官の除斥回避及び忌避に就て……………三

第三章 當事者に就て……………三



行政大司官印

行政大司官印

第一節 檢察官に就て	三
第二節 私當事者に就て	四
第一款 被告人に就て	四
第二款 民事當事者に就て	五
第三款 民事擔當人及び民事科料義務者に就て	五
第四款 辯護人及び代訴人に就て	六
第四章 訴訟行爲に就て	六
第一節 通則	六
第二節 裁判官の行爲及び處分に就て	七
第三節 調書に就て	七
第四節 書類の更新公表及び謄本に就て	八
第五節 送達に就て	八
第六節 期間に就て	九
第七節 無効に就て	九
第八節 上訴に就て	一〇
第九節 虚偽に付ての附帶訴訟に就て	一〇

第二編

豫審に就て

第一章 通則	一〇七
第一節 豫審の準備行爲に就て	一〇七
第一款 司法警察の行爲に就て	一〇七
第二款 治安判事、地方裁判所檢事及び控訴院側檢事長の豫審行爲に就て	一〇八
第二節 被告人の身體の自由に就て	一〇九
第一款 逮捕に就て	一一〇
第二款 自發出頭に就て及び令狀に就て	一一一
第三款 未決監守に就て	一一二
第四款 保釋に就て	一一三
第二章 正式豫審に就て	一一四
第一節 通則	一一四
第二節 司法上の檢證及び實驗に就て	一一五
第三節 鑑定人及び専門商議員に就て	一一六

第四節 通譯に就て……………二五九

第五節 捜索に就て……………二六三

第六節 刑事訴訟手續に於ける押收に就て……………二七〇

第七節 證人に就て……………二七五

第八節 認知及び對質に就て……………二七九

第九節 被告人の間に就て……………二八〇

第一〇節 正式豫審の終結に就て……………二八三

第三章 略式豫審に就て……………二九一

第四章 豫審の再開に就て……………二九六

第三編
公判に就て

第一章 公判の準備行為に就て……………三〇一

第二章 第一審の公判に就て……………三〇〇

第一節 辯論に就て……………三〇〇

第一款 法廷に就て……………三〇〇

第四編

第二款 辯論の行為に就て……………三〇九

第二節 判決に就て……………三二九

第三節 辯論調書に就て……………三三〇

第四節 特別裁判に就て……………三三三

第一款 缺席裁判に就て……………三三三

第二款 即決裁判に就て……………三三七

第三款 決定に依る裁判に就て……………三三九

第三章 上訴の裁判に就て……………三三三

第一節 控訴に就て……………三三三

第二節 上告に就て……………三三〇

第一款 上告することを得る場合に就て……………三七一

第二款 上告及び關係訴訟手續に就て……………三七三

第三款 判決に就て……………三七七

第三節 再審に就て……………三八六

執行に就て

第一章 通則 三九

第二章 刑の執行に就て 三〇一

第一節 刑の異種の執行に就て 三〇一

第二節 大赦特赦及び減刑の適用に就て 三〇

第三節 復権に就て 三四

第四節 裁判記録に就て 三九

第三章 刑事事案に於ける民事執行に就て 三三

第一節 費用に就て 三三

第二節 執行の財産擔保に就て 三五

第三節 刑事訴訟手續に因る押收物に關する財産上の處分に就て 三九

第四節 金銭上の懲戒制裁の執行に就て 三三

第四章 執行附帶訴訟に就て 三三

第五章 保安處分の執行に就て 三六

第一節 一般に執行行為に就て 三六

第二節 各別に或保安處分の執行に就て 三四

第五編

外國官憲との裁判權關係に就て

第一章 通則 三九

第二章 委託事務に就て 三〇

第三章 犯人引渡に就て 三五

第四章 外國の刑事判決の認知に就て 三七

伊太利重罪法院條例 三〇

目次

目次

第一編

總則

第一章 訴權に就て

第一節 公訴(原文・刑事訴權 azione penale)に就て

公訴の職權主義

一般に於ける報告義務

民事行政又は懲戒の訴訟手續より來る罪に關する報告

急報 || Referto

訴訟手續の請求 || Richiesta

訴訟手續の申請 || Istanza

第一條	一
第二條	二
第三條	二
第四條	三
第五條	四
第六條	四

告發 Denuncia	第七條	四
告發の手續	第八條	五
告訴 Querela	第九條	五
告訴の手續	第一〇條	五
告訴の特別代理人	第一一條	六
私訴提起後告訴の不受理	第一二條	六
告訴權行使の拋棄	第一三條	六
告訴の取下	第一四條	七
訴訟手續を爲すの許可	第一五條	七
警察役務中所犯の罪に因る訴訟手續を爲すの許可	第一六條	八
訴訟條件の缺陷に因る放免・公訴の再提起可能	第一七條	九
刑事訴訟手續に於ける先決刑事問題	第一八條	九
刑事裁判に於ける先決身分問題	第一九條	九
刑事裁判に於ける他の先決問題	第二〇條	一〇
民事又は行政の先決問題を斷定する既判力	第二一條	二

第二節 私訴(原文・民事訴權 Azione civile)に就て	第二二條	二
私訴權行使の能動及び受動の公認(原文 Legittimazione)	第二三條	二
刑事訴訟手續に於ける私訴權行使	第二四條	三
民事認廷に提起したる私訴	第二五條	三
刑事既判事項と私訴との間の關係	第二六條	三
私訴再提起の禁止	第二七條	三
損害裁判に於ける刑事既判力	第二八條	四
他の民事又は行政の裁判に於ける刑事既判力	第二九條	四
第二章 裁判所 Giudice に就て		
第一節 事物管轄に就て		
重罪法院 Corte d'Assise の管轄	第二九條	一四
地方裁判所 Tribunale の管轄	第三〇條	一五
治安判事 Pretore の管轄	第三一條	一五
管轄所斷の原則	第三二條	一五

事物管轄違の宣告 第三三條 : 六

事物管轄違より所断する無効 第三四條 : 六

第一審の辯論中に宣言する事物管轄違 第三五條 : 七

控訴裁判に於て事物管轄に關する處分 第三六條 : 七

事物管轄に付ての大審院(原文・破毀裁判所 || Corte di cassazione)の決定 第三七條 : 六

通常司法官憲の管轄違 第三八條 : 六

第二節 土地管轄に就て

土地管轄を斷定する一般原則 第三九條 : 六

土地管轄を斷定する他の原則・未成年者に關する訴訟手續 第四〇條 : 六

國內所犯と看做す罪及び外國所犯の罪の管轄 第四一條 : 六

土地管轄違 第四二條 : 三

控訴審又は上告審に關する土地管轄違 第四三條 : 三

土地管轄違宣告の效力 第四四條 : 三

第三節 訴訟手續の牽連に就て及び管轄に付ての其效力に就て

第三三條 : 六

第三四條 : 六

第三五條 : 七

第三六條 : 七

第三七條 : 六

第三八條 : 六

第三九條 : 六

第四〇條 : 六

第四一條 : 六

第四二條 : 三

第四三條 : 三

第四四條 : 三

三

牽連の場合 第四五條 : 三

事物管轄に付て牽連の效力 第四六條 : 三

土地管轄に付て牽連の效力 第四七條 : 三

土地管轄に付て牽連の效力に關する他の原則 第四八條 : 三

通常司法官憲の管轄と特別裁判所の管轄とに付て牽連の效力 第四九條 : 三

管轄に付ての牽連の效力に關する原則の不遵守 第五〇條 : 三

第四節 裁判權 || Giurisdizione と管轄との抵觸に就て

抵觸の場合 第五一條 : 三

通告前の抵觸終熄 第五二條 : 三

抵觸の申告 第五三條 : 三

抵觸の解決 第五四條 : 三

第五節 訴訟手續の移轉 || Rimessione に就て

移轉の場合 第五五條 : 三

移轉を發議するに宛つる行爲 第五六條 : 三

第四五條 : 三

第四六條 : 三

第四七條 : 三

第四八條 : 三

第四九條 : 三

第五〇條 : 三

第五一條 : 三

第五二條 : 三

第五三條 : 三

第五四條 : 三

第五五條 : 三

第五六條 : 三

三

移轉に付ての訴訟手續の效力……………第五七條…元

移轉の請求又は申請に對する斷定……………第五八條…元

移轉の新申出……………第五九條…元

司法官 || Magistrati に關する訴訟手續の移轉……………第六〇條…三

第六節 裁判官の除斥回避及び忌避に就て……………三

同一訴訟手續中履行したる行爲より斷定する除斥……………第六一條…三

親族又は姻族の關係より斷定する除斥……………第六二條…三

回避……………第六三條…三

回避の理由……………第六四條…三

忌避の申立……………第六五條…三

忌避申立の期間及び形式……………第六六條…三

回避と忌避との競合……………第六七條…三

忌避斷定の管轄……………第六八條…三

忌避申立受理の場合の處分……………第六九條…三

忌避申立受理の場合の處分目次は誤りて前條と同一文句を掲ぐれど條……………三

第三章 當事者に就て

文の前には『回避又は忌避採用の場合の處分』とあり……………第七〇條…三

忌避要求 || Domanda の不受理又は却下の場合の制裁……………第七一條…三

忌避斷定の通知及び送達……………第七二條…三

第三章 當事者に就て……………三

第一節 檢察官 || pubblico ministero に就て……………三

檢察官の回避……………第七三條…三

檢察官又は治安判事 || pretore の公訴實行……………第七四條…三

公訴の取消不可能……………第七五條…三

檢察官の請求及び意見……………第七六條…三

檢察官の強制權……………第七七條…三

第二節 私當事者に就て……………三

第一款 被告人に就て……………三

被告人の資格の採用……………第七八條…三

被告人の資格の持續終熄及び再發生……………第七九條… 四

被拘禁被告人の申請及び其他の申立……………第八〇條… 四

被告人の概要を以て之を識別することの不可能……………第八一條… 四

被告人の虚偽の概要……………第八二條… 四

被告人の人物識別の確認……………第八三條… 四

被告人の識別缺如……………第八四條… 四

上告公判中被告人の人物識別の疑義……………第八五條… 四

略式豫審中被告人の人物識別の疑義……………第八六條… 四

被告人に關する人物の錯誤……………第八七條… 四

被告人に突發したる精神病……………第八八條… 四

被告人死亡の疑義……………第八九條… 四

第二裁判の不受理……………第九〇條… 四

第二款 民事當事者に就て

民事當事者組成權……………第九一條… 四

民事當事者組成の效力……………第九二條… 四

民事當事者組成の申立……………第九三條… 四

民事當事者組成の手續……………第九四條… 四

民事當事者より施行す可き告知……………第九五條… 四

民事當事者の辯護人 || Difensore……………第九六條… 四

正式豫審中民事當事者組成の異議……………第九七條… 四

辯論中民事當事者組成の異議……………第九八條… 四

民事當事者除外に付て裁判官の權限……………第九九條… 四

民事當事者を承認又は除外する斷定……………第一〇〇條… 四

民事當事者組成の明示取消……………第一〇一條… 五

民事當事者組成取消されたりと看做す場合……………第一〇二條… 五

民事當事者組成取消の效力……………第一〇三條… 五

民事當事者提出の證據……………第一〇四條… 五

無能力者の利益に檢事局より私訴權の行使……………第一〇五條… 五

私訴權の行使と證明の義務……………第一〇六條… 五

第三款 民事擔當人及び民事科料 || Ammend. 義務者に就て

民事擔當人召喚權……………第一〇七條… 五

民事擔當人召喚期間……………第一〇八條… 五

一〇

正式豫審中民事擔當人の召喚	第一〇九條	三
辯論の爲民事擔當人の召喚	第一一〇條	四
民事擔當人召喚の無効	第一一一條	五
民事擔當人の任意参加	第一一二條	五
民事擔當人任意参加の手續	第一一三條	五
民事擔當人の辯護人	第一一四條	五
民事當事者組成取消の民事擔當人に對する效力	第一一五條	五
民事擔當人の除外	第一一六條	五
正式豫審中提出する民事擔當人除外の申請	第一一七條	五
正式豫審中民事擔當人承認又は除外の效力	第一一八條	五
辯論中提出の民事擔當人除外の申請	第一一九條	五
民事擔當人除外の裁判官の權限	第一二〇條	五
民事擔當人除外の斷定の效力	第一二一條	五
民事科料義務者の召喚又は参加	第一二二條	五
民事擔當人及び民事科料義務者に被告人の權利擴張	第一二三條	五
第四款 辯護人及び代訴人に就て		六

豫審に於ける辯護人	第一二四條	六
公判に於ける被告人の辯護人又は代表者	第一二五條	六
公判に於ける被告人と異なる私當事者の辯護人又は代表者	第一二六條	六
辯護人の代人	第一二七條	六
被告人に辯護人の職權選任官選辯護人	第一二八條	六
被告人の辯護の拋棄	第一二九條	六
辯護を拋棄する被告人の辯護人に對する制裁	第一三〇條	六
交代に付ての處分	第一三一條	六
其他の當事者の辯護拋棄	第一三二條	六
辯護人の除外及び取消	第一三三條	六
信任の辯護人選任	第一三四條	六
拘禁被告人と辯護人の面會	第一三五條	六
特定行爲に對する特別代理人	第一三六條	六

第四章 訴訟行爲に就て

第一節 通則

伊太利語の使用……………第一三七條… 卷

取調及び訊問の口頭制……………第一三八條… 卷

書類の署名……………第一三九條… 卷

書類の日附……………第一四〇條… 卷

無記名文書の除去……………第一四一條… 充

宣誓……………第一四二條… 充

瘖者、啞者又は瘖啞者の訊問又は取調……………第一四三條… 吉

司法官憲出頭義務者の強制同行及び其制裁……………第一四四條… 吉

當事者の覺書及び申請書を提出する権能……………第一四五條… 吉

第二節 裁判官の行爲及び處分に就て

裁判官の強制權……………第一四六條… 吉

書記 || Cancelliere の立會……………第一四七條… 吉

裁判官の處分の形式……………第一四八條… 吉

事物錯誤 || errori materiali の訂正……………第一四九條… 吉

裁判官の處分に關係する當事者の意見 || Conclusioni……………第一五〇條… 吉

裁判官の處分の書記課寄託及び其關係送達……………第一五一條… 吉

非可罰の特定原因即時宣告の義務……………第一五二條… 吉

評定室に於ける裁判官の討議……………第一五三條… 吉

訴訟規範遵守の義務……………第一五四條… 吉

第三節 調書 || Processo verbale に就て

調書の概念……………第一五五條… 吉

通則……………第一五六條… 吉

調書の内容及び形式……………第一五七條… 吉

調書の蓋然價值……………第一五八條… 吉

證人として訴訟行爲に参加するの無能力……………第一五九條… 吉

當事者の口頭申立……………第一六〇條… 吉

調書の無効……………第一六一條… 吉

第四節 書類の更新公表及び謄本に就て

缺陷原本に謄本の代位……………第一六二條… ㄉ
 書類の再制定……………第一六三條… ㄉ
 特定書類の公表禁止……………第一六四條… ㄉ
 謄本抄本又は證明書の下付……………第一六五條… ㄱ

第五節 送達 || Notificazione に就て

送達の機關及び形式……………第一六六條… ㄱ
 送達の様式……………第一六七條… ㄱ
 拘禁被告人への送達……………第一六八條… ㄱ
 非拘禁被告人への最初の送達……………第一六九條… ㄱ
 發見不能の被告人への送達……………第一七〇條… ㄱ
 被告人への送達の爲届出で又は選定したる住居……………第一七一條… ㄱ
 被告人への送達の爲の法定住居の期間……………第一七二條… ㄱ
 潜伏逃走又は抵抗したる被告人への送達……………第一七三條… ㄱ
 兵役中の被告人への送達……………第一七四條… ㄱ
 其他の者への送達……………第一七五條… ㄱ

送達の報告……………第一七六條… ㄱ
 送達の原則の領域範圍……………第一七七條… ㄱ
 郵便の方法を以てする送達……………第一七八條… ㄱ
 送達の無効……………第一七九條… ㄱ

第六節 期間 || Termini に就て

通則……………第一八〇條… ㄱ
 期間の特別滿了……………第一八一條… ㄱ
 失權の制裁に於て定めたる期間・期間の短縮……………第一八二條… ㄱ
 出頭期間の延長……………第一八三條… ㄱ

第七節 無効に就て

通則……………第一八四條… ㄱ
 一般手續の無効……………第一八五條… ㄱ
 印紙税に關する規範の不遵守……………第一八六條… ㄱ
 一般の快復……………第一八七條… ㄱ

召喚の無効の快復 第一八八條 : 六

無効宣告の效力 第一八九條 : 六

第八節 上訴 || impugnazione に就て

通則 第一九〇條 : 七

檢察官の上訴 第一九一條 : 七

被告人及び辯護人の上訴 第一九二條 : 七

辯護人の提起したる上訴と反對の被告人申立・兩申立の競合 第一九三條 : 七

民事擔當人及び民事科料義務者の上訴 第一九四條 : 七

民事當事者の上訴 第一九五條 : 七

民事利害關係者の爲にする檢察官の上訴 第一九六條 : 七

上訴申立の形式 第一九七條 : 七

申立の接受 第一九八條 : 七

上訴の期間 第一九九條 : 七

公判中に發したる命令の上訴 第二〇〇條 : 七

上訴の理由 第二〇一條 : 七

専ら民事利害關係のみに因る上訴 第二〇二條 : 七

上訴の擴張效力 第二〇三條 : 七

擴張效力の終熄 第二〇四條 : 七

上訴の停止效力 第二〇五條 : 七

上訴の中止 第二〇六條 : 七

原裁判所より言渡す上訴不受理の宣告 第二〇七條 : 七

上訴に照應する書類の移送 第二〇八條 : 七

該管裁判所より言渡す上訴不受理の宣告 第二〇九條 : 七

監獄に監置せざる潜伏者又は逃走者の提起する上訴の不受理 第二一〇條 : 七

裁判權の諸審級を守る義務 第二一一條 : 七

保安處分を命ずる裁判の上訴 第二一二條 : 七

上訴の裁判に於て刑事效力に因る費用の割當 第二一三條 : 七

上訴の裁判に於て民事效力に因る費用の割當 第二一四條 : 七

第九節 虚偽に付ての附帶訴訟 || Incidenti に就て

虚偽に付ての附帶訴訟提起權 第二一五條 : 七

虚偽に付ての抗争申立……………第二一六條…一〇四

虚偽に付ての抗争に照應する處分……………第二一七條…一〇四

虚偽に付ての不用意抗争に對する制裁……………第二一八條…一〇五

第二編

豫審に就て

第一章 通則

第一節 豫審の準備行爲に就て……………二〇七

第一款 司法警察行爲に就て……………二〇七

司法警察の職務……………二〇七

司法警察の從屬……………二〇八

司法警察の官吏又は吏員の資格……………二〇八

逮捕に關する行爲、罪體の保全……………二〇九

司法警察の補助……………第二二三條…一九

司法警察の捜査……………第二二四條…二〇

略式證據調 || informazioni……………第二二五條…二〇

封印信書の押收・通信に關する權能……………第二二六條…二〇

司法官憲へ書類及び通知の移送……………第二二七條…二一

身體の自由保護に對する司法警察官の責務……………第二二八條…二一

司法警察の官吏又は吏員に對する懲戒制裁……………第二二九條…二二

祕密の義務……………第二三〇條…二三

第二款 治安判事 || pretore 地方裁判所檢事 || Procuratore de Re 及び控訴
院側檢事長の豫審準備行爲に就て……………第二三一條…二三

治安判事の行爲及び通報……………第二三二條…二三

地方裁判所檢事の司法警察行爲……………第二三三條…二四

檢事長へ地方裁判所檢事の通報……………第二三四條…二四

控訴院側檢事長の行爲……………第二三四條…二四

第二節 被告人の身體の自由に就て……………二四

第一款 逮捕 || Arresto に就て

現行犯に於ける義務逮捕 第二三五條 : 二五

現行犯に於ける隨意逮捕 第二三六條 : 二五

現行犯 第二三七條 : 二六

罪の被疑者の檢束 || Fermo 第二三八條 : 二六

承認の場合外の被逮捕者 第二三九條 : 二七

特定の情狀に於ける逮捕の禁止 第二四〇條 : 二七

逮捕權能行使の原則 第二四一條 : 二七

個人側の逮捕の權能 第二四二條 : 二八

地方裁判所檢事又は治安判事の發したる勾留 || Cattura 命令 第二四三條 : 二八

命令又は囑託無き逮捕の場合に於ける司法警察及び公力の官吏及び吏員の責務 第二四四條 : 二九

被逮捕者の訊問 第二四五條 : 二九

被逮捕者の身體の自由に関する地方裁判所檢事及び治安判事の處分 第二四六條 : 三〇

自宅監守を命ずることを得る場合 第二四七條 : 三〇

命令又は囑託に因る逮捕の場合に於ける司法警察又は公力の官吏及び吏員の責務 第二四八條 : 三〇

人の錯誤に因る被逮捕者の釋放 第二四九條 : 三一

第二款 自發出頭に就て及び令狀に就て

自發出頭 第二五〇條 : 三一

被告人の出頭に關する囑託狀及び命令狀の種類及び效力 第二五一條 : 三一

囑託狀又は命令狀の發行に付ての一般條件 第二五二條 : 三三

勾留囑託狀の義務なる場合 第二五三條 : 三四

勾留囑託狀の隨意なる場合 第二五四條 : 三四

前數條の效力に於ける刑の特定 第二五五條 : 三五

特定の情狀に於ける勾留囑託狀の禁止 第二五六條 : 三五

未成年者に對する勾留囑託狀の代換處分 第二五七條 : 三六

精神病者に關する處分 第二五八條 : 三六

勾留囑託狀の執行を停止することを得る場合 第二五九條 : 三六

勾留囑託狀の取消及び再發行 第二六〇條 : 三七

出頭又は同行の囑託狀を發することを得る場合・勾留囑託狀の繼續發行 第二六一條 : 三七

檢察官の義務的意見書・豫審裁判官の逮捕囑託狀 第二六二條 : 三八

の責務 第二四八條 : 三〇

人の錯誤に因る被逮捕者の釋放 第二四九條 : 三一

第二款 自發出頭に就て及び令狀に就て

自發出頭 第二五〇條 : 三一

被告人の出頭に關する囑託狀及び命令狀の種類及び效力 第二五一條 : 三一

囑託狀又は命令狀の發行に付ての一般條件 第二五二條 : 三三

勾留囑託狀の義務なる場合 第二五三條 : 三四

勾留囑託狀の隨意なる場合 第二五四條 : 三四

前數條の效力に於ける刑の特定 第二五五條 : 三五

特定の情狀に於ける勾留囑託狀の禁止 第二五六條 : 三五

未成年者に對する勾留囑託狀の代換處分 第二五七條 : 三六

精神病者に關する處分 第二五八條 : 三六

勾留囑託狀の執行を停止することを得る場合 第二五九條 : 三六

勾留囑託狀の取消及び再發行 第二六〇條 : 三七

出頭又は同行の囑託狀を發することを得る場合・勾留囑託狀の繼續發行 第二六一條 : 三七

檢察官の義務的意見書・豫審裁判官の逮捕囑託狀 第二六二條 : 三八

裁判官の命令の上訴	第二六三條	一五
囑託状に必要な法式	第二六四條	一五
囑託状の無効	第二六五條	一五
囑託状の執行	第二六六條	一五
囑託状執行時間の制限	第二六七條	一五
潜伏	第二六八條	一五
第三款 未決監守に就て	第二六九條	一五
豫審裁判官又は治安判事の命ずる出獄	第二七〇條	一五
檢察官の命ずる出獄	第二七一條	一五
未決監守の経過	第二七二條	一五
未決監守の存続に關する處分	第二七三條	一五
公判移付後の勾留囑託状	第二七四條	一五
未決監守の費用	第二七五條	一五
拘禁刑處刑後出獄の禁止	第二七六條	一五
拘禁者の釋放に對する一般條件		
第四款 保釋に就て(原文假自由 <i>liberta provisoria</i>)		

保釋を承認又は禁止する場合	第二七七條	一五
保釋を與ふることを得る時期	第二七八條	一五
保釋に關する管轄	第二七九條	一五
保釋命令上訴の權能	第二八〇條	一五
保釋を能ふる檢察官の權能	第二八一條	一五
保證又は擔保に服從	第二八二條	一五
保證及び擔保の目的及び本質	第二八三條	一五
保證又は擔保の多寡之を提供すること能はざる者の處分	第二八四條	一五
保證及び保證人の適否に付ての斷定・領收の調書	第二八五條	一五
擔保の終熄又は減少の場合に於ける處分	第二八六條	一五
義務服從の調書	第二八七條	一五
釋放の條件	第二八八條	一五
保證人への送達	第二八九條	一五
釋放者逃走の虞ある場合の保證人の責務	第二九〇條	一五
保證人變更の請求	第二九一條	一五
特典の取消及び之に關する處分	第二九二條	一五

保障金支拂處罰の取消……………第二九三條…一四
保證金の還付及び保證人の解放……………第二九四條…一四

第二章 正式豫審に就て

第一節 通則……………第二八七條…一四

正式豫審の場合……………第二九五條…一四

豫審裁判官の活動及び委任……………第二九六條…一四

豫審部より委任せられたる評定官 || Consigliere の権限……………第二九七條…一四

豫審に付き検事長の監督……………第二九八條…一四

豫審裁判官の責務……………第二九九條…一四

犯行者との對審に於て告發者・告訴者又は被害者の意見を聽く豫審裁判官の権能……………第三〇〇條…一四

附加刑又は保安處分の假適用……………第三〇一條…一四

豫審行爲の調書……………第三〇二條…一四

正式豫審に於ける檢察官の権能……………第三〇三條…一四

辯護人の任命……………第三〇四條…一四

私當事者の覺書及び申請・辯護人に囑託狀の謄本……………第三〇五條…一四

罪の被害者の権能……………第三〇六條…一四

祕密の義務……………第三〇七條…一四

證據組織の制限……………第三〇八條…一四

第二節 司法上の檢證及び實驗に就て……………第三〇九條…一五

司法上檢證一般……………第三一〇條…一五

身體檢證に關する規範……………第三一一條…一五

現場檢證中の裁判官の強制権能……………第三一二條…一五

司法上實驗……………第三一三條…一五

司法上の檢證及び實驗に於ける證人及び鑑定人……………第三一四條…一五

第三節 鑑定人及び専門商議員 || Consulenti tecnici に就て……………第三一五條…一五

鑑定の手續を爲す裁判官の権能……………第三一五條…一五

鑑定人の無資格及び除斥……………第三一五條…一五

二六

鑑定の準備行爲……………第三一六條…一五

鑑定に於ける裁判官の指揮權……………第三一七條…一五

精神病學上の鑑定に關する規範……………第三一八條…一五

書類の虚偽鑑定に關する規範・被告人の文書……………第三一九條…一五

鑑定の履行……………第三二〇條…一五

鑑定人に對する懲戒制裁……………第三二一條…一五

虚偽鑑定犯罪に對する訴訟手續……………第三二二條…一五

専門商議員を選任する當事者の權能……………第三二三條…一五

専門商議員の權能……………第三二四條…一五

専門商議員の觀察の問題に於ける辯護人の權能……………第三二五條…一五

第四節 通譯に就て……………第三二六條…一五

通譯の指令を認容する場合……………第三二七條…一五

通譯の召喚……………第三二七條…一五

通譯の無資格及び除外……………第三二八條…一五

通譯の採用……………第三二九條…一五

筆書翻譯の期間・懲戒制裁……………第三三〇條…一五

虚偽通譯犯罪に對する訴訟手續……………第三三一條…一五

第五節 搜索に就て……………第三三二條…一五

搜索の場合及び形式……………第三三二條…一五

家宅搜索の時間……………第三三三條…一五

搜索に於ける裁判官の責務及び權能……………第三三四條…一五

提出勸告・身體搜索に於ける斟酌……………第三三五條…一五

調書及び押收……………第三三六條…一五

第六節 刑事訴訟手續に於ける押收に就て……………第三三七條…一五

押收に關する手續……………第三三八條…一五

郵便又は電信の官署に於ける押收……………第三三九條…一五

電話官署に進入……………第三四〇條…一五

銀行又は其他の施設の許の押收……………第三四〇條…一五

辯護人及び専門商議員の許の押收……………第三四一條…一五

官吏及び其他の者よりの提出の責務……………第三四二條…一七
 押收證據物の模造……………第三四三條…一七
 押收物の保管……………第三四四條…一六
 押收物に印章押捺・容易損傷物……………第三四五條…一六
 印章の轉置及び再押捺……………第三四六條…一六
 豫審後の押收命令……………第三四七條…一六

第七節 證人に就て

證人取調・證人の資格及び責務……………第三四八條…一七
 證人取調の原則……………第三四九條…一七
 近親者證言回避の權利……………第三五〇條…一七
 業務上祕密の特定の證言回避の權利……………第三五一條…一七
 業務上祕密の特定の證言回避の權利及び取調の禁止……………第三五二條…一七
 證人の召喚……………第三五三條…一七
 證人の口頭召喚及び自發出頭……………第三五四條…一七
 往來守護 II Salvandotti 附與の禁止……………第三五五條…一七

特定證人採用に關する規範……………第三五六條…一七

證言の準備行爲・未來の名譽に依る證人の宣誓……………第三五七條…一七

出頭せざる證人……………第三五八條…一七

抗拒虚偽又は隠蔽の證人……………第三五九條…一七

第八節 認知及び對質に就て

人の認知……………第三六〇條…一七
 物の認知……………第三六一條…一七
 認知の爲召喚せられたる人又は認知すべき人又は物の多數……………第三六二條…一七
 證人の施行する認知……………第三六三條…一七
 對質……………第三六四條…一七

第九節 被告人の訊問に就て

裁判官の義務・被告人の出頭……………第三六五條…一八
 訊問の準備……………第三六六條…一八
 本案に付て訊問……………第三六七條…一八

訊問の成果……………第三六八條…一八

第一〇節 正式豫審の終結に就て……………一八

 豫審裁判官と檢察官との間の報告……………第三六九條…一八

 續行豫審の請求……………第三七〇條…一八

 檢察官の論告書……………第三七一條…一八

 書記課への寄託及び辯護人の権能……………第三七二條…一八

 通常裁判所の管轄に付き豫審裁判官と檢察官との間の異論……………第三七三條…一八

 公判に移す判決……………第三七四條…一八

 公判に移す場合に被告人の身體の自由に關する處分……………第三七五條…一八

 公判移付及び無罪放免の條件……………第三七六條…一八

 豫審中檢證したる無效の快復……………第三七七條…一八

 無罪放免の判決……………第三七八條…一八

 裁判上宥恕の授與……………第三七九條…一八

 書類の虚偽を確認する無罪放免の判決の處分……………第三八〇條…一八

 無罪放免者の身體の自由に關する處分……………第三八一條…一八

被告人無罪放免の場合に告訴者の費用及び損害の處罰……………第三八二條…一八

無罪放免被告人の民事要求を解決する刑事裁判官の專屬管轄……………第三八三條…一八

豫審判決の形式上要件……………第三八四條…一八

豫審判決の無效及び訂正……………第三八五條…一八

公判に移す判決の移送……………第三八六條…一八

無罪放免の豫審判決の上訴……………第三八七條…一八

豫審部に豫審を移送する場合の處分……………第三八八條…一八

第三章 略式豫審に就て

略式豫審を以て手續する場合……………第三八九條…一八

辯護人の選任……………第三九〇條…一八

地方裁判所檢事の略式豫審……………第三九一條…一八

略式豫審の形式移審及び變形……………第三九二條…一八

檢察官の發する勾留勾引及び出頭の命令書……………第三九三條…一八

正式豫審に變形の場合に於ける略式豫審の書類の有効……………第三九四條…一八

無罪放免の請求及び豫審裁判官の判決……………第三九五條…一四
 公判に召喚の請求……………第三九六條…一五
 公判に召喚の請求に次ぐ處分……………第三九七條…一六
 略式豫審訴訟手續中治安判事の權限……………第三九八條…一六
 治安判事の言渡したる無罪放免の豫審判決の上訴……………第三九九條…一七
 附加刑又は保安處分の假適用に付ての處分……………第四〇〇條…一七
 略式豫審訴訟手續中に實現したる無効の快復……………第四〇一條…一八

第四章 豫審の再開に就て

再開の場合……………第四〇二條…一九
 再開の要求……………第四〇三條…一九
 再開に次ぐ處分……………第四〇四條…一九

第三編

公判に就て

第一章 公判の準備行為に就て

重罪法院長の行為……………第四〇五條…二〇
 地方裁判所 || Tribunal 又は治安判事の前への召喚……………第四〇六條…二〇
 地方裁判所の前への召喚決定の要件……………第四〇七條…二〇
 地方裁判所の前への召喚決定の送達……………第四〇八條…二〇
 治安判事の前への召喚決定の要件……………第四〇九條…二〇
 辯護人の加入及び其權能……………第四一〇條…二〇
 先發の無効に因る召喚決定の取消……………第四一一條…二〇
 召喚決定の無効……………第四一二條…二〇
 審理の併合……………第四一三條…二〇
 審理の分離……………第四一四條…二〇
 證人名簿……………第四一五條…二〇
 證據物の取寄鑑定人の召喚……………第四一六條…二〇

新鑑定 第四一七條 : 三〇七

未來の名譽に依る證人の取調 第四一八條 : 三〇八

費用の豫納 第四一九條 : 三〇八

證人名簿の縮少 第四二〇條 : 三〇九

辯論前の無罪放免 第四二一條 : 三〇九

公判準備行爲中實證したる無效の快復 第四二二條 : 三〇

第二章 第一審の公判に就て

第一節 辯論に就て

第一款 法廷に就て 第四二三條 : 三〇

辯論の公開例外 第四二四條 : 三〇

閉戸に手續する處分の命令 第四二五條 : 三〇

十八歳未満の被告人との辯論 第四二六條 : 三〇

公衆の法廷進入の規範 第四二七條 : 三〇

拘禁被告人の法廷出席 第四二七條 : 三〇

自由被告人の法廷出席 第四二八條 : 三〇

被告人の強制同行を命ずることを得る場合 第四二九條 : 三〇

辯論開始の手續 第四三〇條 : 三〇

辯論の停止 第四三一條 : 三〇

不特定時期に辯論の延期 第四三二條 : 三〇

法廷の警戒及び規律 第四三三條 : 三〇

法廷出席者の義務及び制裁被告人の退去 第四三四條 : 三〇

法廷所犯の罪・即時公判 第四三五條 : 三〇

法廷所犯の罪に對し即時手續することを得ざる場合 第四三六條 : 三〇

第二款 辯論の行爲に就て 第四三七條 : 三〇

辯論の指揮 第四三八條 : 三〇

附帶問題の討議及び斷定 第四三九條 : 三〇

準備問題 第四四〇條 : 三〇

訊問者及び取調 第四四一條 : 三〇

被告人の訊問 第四四一條 : 三〇

共同被告人の分離訊問 第四四二條 : 三〇

三六

被告人の権能	第四四三條
辯論より歸結する新可罰事實	第四四四條
歸責中に争訟せざる併合罪又は加重情狀	第四四五條
辯護の爲期間の授與	第四四六條
被告人と異なる私當事者の訊問	第四四七條
證人取調	第四四八條
證人の宣誓	第四四九條
證人取調に適用すべき規範	第四五〇條
鑑定人及び専門商議員の報告意見及び説明・鑑定人及び通譯の宣誓	第四五一條
召喚人の出頭缺如	第四五二條
住居に於て證人又は鑑定人を採用することを得る場合	第四五三條
住居に於ける取調の規範	第四五四條
辯論中の鑑定	第四五五條
辯論中鑑定の認容に次ぐ處分	第四五六條
臨檢 II Ispezione locale・新證據採取	第四五七條
虚偽の證言・鑑定又は通譯	第四五八條

證人・鑑定人及び専門商議員の解除	第四五九條
罪體の提示	第四六〇條
辯論に適用す可き正式豫審の規範	第四六一條
證言供述の朗讀許可	第四六二條
其他の書類又は證據物の朗讀許可	第四六三條
朗讀禁止	第四六四條
被告人の證據物又は申立の朗讀	第四六五條
報告、急報告、告訴及び其他の書類の朗讀	第四六六條
私當事者、證人、鑑定人及び専門商議員に質問	第四六七條
最終討議	第四六八條
新證據採取の爲討議中止	第四六九條
討議の不當延長に對する處分	第四七〇條
辯論中に實證したる無效の快復	第四七一條
第二節 判決に就て	第四七二條
辯論の終結及び判決の言渡	第四七二條

三七

判決の議定に付ての規範……………第四七三條…三九

判決の形式の要件……………第四七四條…四〇

判決の無効……………第四七五條…四一

判決の訂正……………第四七六條…四二

判決と所争求刑との間の關係……………第四七七條…四三

裁判上有恕に因る放免……………第四七八條…四三

其他の理由に因る放免……………第四七九條…四三

書證の虚偽を確認する判決の處分……………第四八〇條…四四

書證の虚偽を宣告する判決の執行……………第四八一條…四四

無罪放免の場合に於ける費用及び損害の處罰……………第四八二條…四五

處刑の判決……………第四八三條…四六

處刑の效力として判決の公示……………第四八四條…四六

附加刑又は保安處分の假執行……………第四八五條…四七

前二條の豫見する處分の即時執行……………第四八六條…四七

刑の條件附停止及び刑事證明書中處刑不記載に關する處分……………第四八七條…四七

費用に關する處罰の判決の處置……………第四八八條…四八

損害に關する處罰の判決の處置……………第四八九條…四八

民事義務者に科料の處罰……………第四九〇條…四九

損害賠償として判決の公示……………第四九一條…五〇

第三節 辯論調書に就て……………三五〇

辯論調書の記述……………第四九二條…五〇

調書へ挿入の要求……………第四九三條…五一

調書の署名……………第四九四條…五一

調書に録取すべき申立又は供述……………第四九五條…五一

速記の使用……………第四九六條…五二

第四節 特別裁判に就て……………三五三

第一款 缺席裁判に就て……………第四九七條…五三

正當支障に因る被告人の出廷缺如……………第四九八條…五三

缺席宣告……………第四九九條…五三

缺席裁判の形式……………第四九九條…五三

缺席裁判に對する上訴……………第五〇〇條…三五

缺席被告人の出廷……………第五〇一條…三五

第二款 直行公判に *Giudizio direttissimo* に就て……………三五

直行公判の場合及び方法……………第五〇二條…三五

直行公判の行爲……………第五〇三條…三五

直行公判を常通訴訟手續に代換……………第五〇四條…三五

治安判事の前の直行公判……………第五〇五條…三五

第三款 決定に依る裁判に就て……………三五

決定に依る裁判の場合及び治安判事の職權……………第五〇六條…三五

刑事決定の形式上要件・異議……………第五〇七條…三六

或利害關係人のみより申立てたる異議……………第五〇八條…三六

異議に關する訴訟手續……………第五〇九條…三六

異議に基づく裁判……………第五一〇條…三六

第三章 上訴の裁判に就て

第一節 控訴に就て

控訴の理由及び場合……………第五一一條…三五

治安判事の判決に對する控訴……………第五一二條…三五

地方裁判所の判決に對する控訴……………第五一三條…三六

牽連罪の判決に對する控訴……………第五一四條…三六

控訴裁判官の審理・檢察官の附帶控訴……………第五一五條…三六

民事利害關係に因る被告人の控訴……………第五一六條…三六

控訴裁判の準備行爲……………第五一七條…三六

控訴の辯論……………第五一八條…三六

控訴裁判に第一審裁判の規範の擴張……………第五一九條…三六

控訴裁判官の權能辯論の更新……………第五二〇條…三六

調書……………第五二一條…三六

無効の問題……………第五二二條…三六

控訴の判決……………第五二三條…三六

第二節 上告(破毀の爲の上訴に *Ricorso per cassazione*)に就て……………三七〇

第一款 上告(原文上訴)することを得る場合に就て 第五二四條 : 三七

上告の理由・上訴す可き處分 第五二五條 : 三七

第一審裁判進行中の無効 第五二六條 : 三七

被告人の上告 第五二七條 : 三七

檢察官の上告 第五二八條 : 三七

特別裁判所の判決に對する非常上告 第五二九條 : 三七

第二款 上告及び關係訴訟手續に就て 三五

理由書の署名 第五三〇條 : 三四

上告裁判の準備行為 第五三一條 : 三四

評定室に於ける斷定 第五三二條 : 三四

辯護人 第五三三條 : 三五

辯護人への告知 第五三四條 : 三五

開廷の取極及び嗣後の處分 第五三五條 : 三六

上告の受理可能に付き監獄に監置 第五三六條 : 三六

辯論 三五

第三款 判決に就て 三七

判決の議定公表及び寄託 第五三七條 : 三七

取消を特定せざる錯誤の訂正 第五三八條 : 三六

移送せず爲す取消 第五三九條 : 三六

移送せず爲す取消の效力 第五四〇條 : 三六

判決の民事處斷のみの取消 第五四一條 : 三六

管轄問題の斷定 第五四二條 : 三六

移送と共にする取消 第五四三條 : 三六

取消後移送の裁判 第五四四條 : 三六

部分の取消 第五四五條 : 三六

移送の裁判官の判決の上訴可能 第五四六條 : 三六

聯合部の訴訟手續 第五四七條 : 三六

單一部又は聯合部の管轄の件の斷定 第五四八條 : 三六

上告の棄却又は不受理の場合に於ける費用及び金錢制裁 第五四九條 : 三六

破毀の判決の執行處分 第五五〇條 : 三五

釋放 第五五一條 : 三五

大審院の判決の上訴不能 第五五二條 : 三六

第三節 再審に就て	四五
再審に服する判決	第五五三條……二六六
再審の場合	第五五四條……二六七
再審の限界	第五五五條……二六八
再審請求権の主體	第五五六條……二六八
再審に付ての申請	第五五七條……二六八
大審院に於ける訴訟手續	第五五八條……二六九
保釋	第五五九條……二七〇
單一部の管轄	第五六〇條……二七〇
再審事案に於ける大審院の判決	第五六一條……二七一
條件附取消	第五六二條……二七一
證人鑑定人又は通譯と成るの無資格	第五六三條……二七一
亡故處刑者の利益に於ける再審	第五六四條……二七二
再審の爲の移送裁判の訴訟手續	第五六五條……二七二
再審の爲の移送裁判の判決	第五六六條……二七三
無罪の場合に於ける費用及び民事效力の件の處分	第五六七條……二七四

再審申請の棄却又は不利の裁判の場合に於ける處分	第五六八條……二七四
再審の爲の移送裁判の判決の上訴不能	第五六九條……二七五
無罪の判決の公示	第五七〇條……二七五
金錢賠償を請求する權能	第五七一條……二七六
無罪放免者の死亡の場合に於ける金錢賠償	第五七二條……二七六
金錢賠償の要求	第五七三條……二七六
賠償要求に付ての斷定	第五七四條……二七六

第四編

執行に就て

第一章 通則	四五
司法處分の地に關する執行權	第五七五條……二九
判決の執行	第五七六條……二九

檢察官及び治安判事の執行上の職権……………第五七七條…三〇〇

罪又は刑の消滅の宣言……………第五七八條…三〇〇

同一人に對し同所爲に因る處刑の多數……………第五七九條…三〇一

第二章 刑の執行に就て

第一節 刑の異種の執行に就て

死刑處刑の執行……………第五八〇條…三〇三

拘禁刑の執行……………第五八一條…三〇三

競合刑の執行……………第五八二條…三〇四

刑の執行の爲の被逮捕者の識別……………第五八三條…三〇五

名の錯誤に因る處刑者……………第五八四條…三〇五

監督裁判官の管轄……………第五八五條…三〇六

金刑の執行……………第五八六條…三〇六

附加刑の執行……………第五八七條…三〇七

附加刑消滅の場合に於ける處分……………第五八八條…三〇八

刑の執行の延期 || Differimento……………第五八九條…三〇八

刑の條件附停止及び其他の特典の取消……………第五九〇條…三一〇

第二節 大赦、特赦及び減刑の適用に就て

被告人に大赦又は特赦の適用……………第五九一條…三一〇

大赦の先決性及び原則の例外……………第五九二條…三一

處刑者に大赦又は特赦の適用……………第五九三條…三一

大赦又は特赦の宣言の形式、上訴……………第五九四條…三二

減刑に關する手續……………第五九五條…三二

條件附大赦、特赦及び減刑……………第五九六條…三三

第三節 復権に就て

申請及び管轄……………第五九七條…三四

審理及び斷定……………第五九八條…三五

斷定の效力……………第五九九條…三五

復権の判決の取消……………第六〇〇條…三六

無罪放免の判決に由來する無資格の消滅……………第六〇一條…三六

戸籍書類の謄本抄本又は證明書に特定の記載の禁止……………第六〇二條…三七

第四節 裁判記録 || Casellario Giudiziale に就て……………三七

記録事務所及び其土地管轄……………第六〇三條…三八

記録記入の處分……………第六〇四條…三八

記録記入の除去……………第六〇五條…三九

官憲又は公署に交付する刑事證明書……………第六〇六條…三〇

個人に交付する刑事證明書……………第六〇七條…三〇

個人の請求する刑事證明書中記載す可らざる記入……………第六〇八條…三〇

選舉の故に因り發給する刑事證明書……………第六〇九條…三三

記録記入及び證明に關する異論……………第六一〇條…三三

第三章 刑事事案に於ける民事執行に就て

第一節 費用に就て

費用の豫納……………第六一一條…三三

處刑の執行及び監獄の給養の費用……………第六一二條…三三

國家の豫納したる費用の回收……………第六一三條…三四

無資力の場合の處分……………第六一四條…三四

新聞紙上判決公示の費用及び掲載の義務……………第六一五條…三四

第二節 執行の財産擔保に就て

法定抵當權の訴訟手續……………第六一六條…三五

保存押收の訴訟手續……………第六一七條…三五

抵當權の登記又は押收の異議……………第六一八條…三七

無罪放免の場合に於ける抵當の抹消及び押收の解除……………第六一九條…三八

抵當又は押收の財産の賣却より獲たる又は保證の爲供託したる金額の分配……………第六二〇條…三八

定期印刷物の方法を以て犯したる罪の場合に於ける特別擔保……………第六二一條…三八

第三節 刑事訴訟手續に因る押收物に關する財産上の處分に就て……………三九

刑事押收の期間及び押收物の還付……………第六二二條…三九

第三者の許にての押收物の還付……………第六二三條…三〇

還付の命令……………第六二四條…三〇

還付に付き権利の證據缺如の場合に於ける處分……………第六二五條…三一

刑事押收に關する費用……………第六二六條…三一

第四節 金錢上の懲戒制裁の執行に就て……………三三

金錢上の懲戒制裁の執行力及び徵收……………第六二七條…三三

第四章 執行附帶訴訟に就て

附帶訴訟の裁判所……………第六二八條…三三

處刑又は無罪放免の判決執行の管轄の規則……………第六二九條…三三

執行附帶訴訟の訴訟手續……………第六三〇條…三四

斷定の上訴可能……………第六三一條…三五

刑事事案に於ける民事の執行附帶訴訟……………第六三二條…三五

第五章 保安處分の執行に就て

第一節 一般に執行行為に就て

發端の行為……………第六三三條…三六

地方裁判所檢察發議の保安處分……………第六三四條…三六

保安處分執行の管轄……………第六三五條…三七

利害關係者の參加……………第六三六條…三七

監督裁判官の調査……………第六三七條…三八

監督裁判官の處分の形式……………第六三八條…三九

監督裁判官の決定……………第六三九條…三九

監督裁判官の決定に對する上訴……………第六四〇條…四〇

再審の爲の上訴……………第六四一條…四〇

上訴の效力及び懲戒制裁……………第六四二條…四二

保安處分關係の處分に對する上訴の期間……………第六四三條…四二

上訴を准さざる場合……………第六四四條…四三

行為又は處分の通達……………第六四五條…四三

保安處分の取消……………第六四六條…三三

危険状態の再取調……………第六四七條…三三

第二節 各別に或保安處分の執行に就て

監視附自由……………第六四八條…三三

被監視者に對する規定及び教訓書の通達……………第六四九條…三三

未成年者又は精神病者の監視附自由に對する特別處分……………第六五〇條…三三

被監視者發見不能の場合に於ける處分……………第六五一條…三三

被監視者許可無く住所又は居所を見捨つることの禁止……………第六五二條…三三

居留禁止に關する手續……………第六五三條…三三

善行保證に關する手續……………第六五四條…三三

沒收に關する手續……………第六五五條…三三

第五編

外國官憲との裁判權關係に就て

第一章 通則

國際の協定及び慣例の優位……………第六五六條…三三

第二章 委託事務 || Rogatorie に就て

外國官憲へ委託事務の送致……………第六五七條…三三

外國より來る委託事務の執行性……………第六五八條…三三

外國官憲の請求に依る證人の召喚……………第六五九條…三三

委託事務に對する檢事局の活動……………第六六〇條…三三

第三章 犯人引渡に就て

司法大臣の權限……………第六六一條…三三

裁判權の保障……………第六六二條…三三

引渡を提供又は請求せられたる者の逮捕……………第六六三條…三三

準備報道行爲……………第六六四條…三五

逮捕期間満了……………第六六五條…三五

豫審部に於ける訴訟手續……………第六六六條…三五

討議及び判決……………第六六七條…三五

上告……………第六六八條…三五

被逮捕者の釋放・新なる提供又は要求……………第六六九條…三五

引渡行爲の執行……………第六七〇條…三六

外國よりの引渡……………第六七一條…三六

第四章 外國の刑事判決の認知に就て

檢察官より請求する外國の刑事判決の認知……………第六七二條…三七

私人より請求する外國の刑事判決の認知……………第六七三條…三六

控訴院の議定……………第六七四條…三六

外國の刑事判決の民事處置の認知に關する訴訟手續……………第六七五條…三五

Vittorio Emanuele 三世

天主の聖寵に因り且國民の意思に因る

伊太利國王

刑事訴訟法典改正の權能を 朕が内閣に付託したる一九二五年一月二四日第二二六〇號法律を
見

右法律第二條の正文に據る議會委員會の意見を聴取し

各大臣の評議會に聞き

朕の尙書にして司法兼宗教事務大臣の提案に基き

決裁せしこと及び宣布すること左の如し

第一條

此日の日附を有する刑事訴訟法典の確定正文を裁可し一九三一年九月一日より之を施行す

第二條

右刑事訴訟法典確定正文の複寫は 朕之に署名し且 朕の司法兼宗教事務大臣之に副署し以て原
本の用に供し且之を王國文庫に寄託保管す

第三條

右法典の公布は市町村の役場に寄託し各其認識を取ることを得る爲毎日六時間一ヶ月引續き其所

に曝示する爲複寫印刷物を王國の各市町村に配布して之を行ふ
國璽を鈐したる此勅令は之を伊太利王國の法律及び勅令集録中に挿入し各人之を遵守し且之を遵
守せしむることを命ず

目附於 *Rossore* 一九三〇年(國民的革命第八年)一〇月一九日

Vittorio Emanuele

Mussolini - Rocco

閣了 尙書大臣 *Rocco*

下院に於ては一九三〇年一〇月二二日之を登録す

内閣記録 登録番號第三〇一 第五七面—*Manchi*

司法資料
第二百二號

伊太利刑事訴訟法典

第一編

總則

第一章

訴權に就て

第一節

公訴(原文・刑事訴權 *Azione penale*)に就て

第一條

(公訴の職權主義)



刑事訴権は公とす而して告訴請求又は申請の必要ならざるときは罪の報告、告發、申告又は其他の情報に依り職權を以て之を提起す

第二條

(一般に於ける報告義務)

司法警察の官吏又は吏員は被害者の告訴を待て罰す可き罪に關するを除く外方法如何を分たず認識に到達したる一切の罪の報告を爲すことを要す

他の官吏又は公役負擔者にして其職務又は其役務の施行中に於て又は其故に因り罪の情報をもしたる者は被害者の告訴に於て罰す可き罪に關するを除く外其報告を爲す義務を負ふ

報告は遲滯無く之を地方裁判所檢察 *Procuratore del Re* 又は治安判事 *Pretore* に提出す

報告には刑事訴訟手續を利用することを得る一切の情狀と共に簡潔に事實を説明し、此に蒐集したる一切の證據資料を註示し又可能なるときは犯行者として指示したる者、罪の被害者及び證人の概要又は其者等の識別の用を爲す限のものを包含せしむ

第三條

(民事、行政又は懲戒の訴訟手續より來る罪に關する報告)

民事訴訟の進行中職權を以て訴追す可き罪を覺知することを得る或事實現出するときは裁判官は必要なる通告及び書類を移送し以て之を地方裁判所檢察に報告することを要す、職權を以て訴追す可

らざる罪に付き管轄官憲に告訴、請求又は申請の提起せられたるときは亦同様に行ふことを要す

若し公訴開始せられ而して罪の審理、民事異論の斷定に影響するときは法律の別段に規定せざるときは豫審に於て最早上訴を准さざる無罪放免を又は公判に於て確定判決を言渡され若くは處刑の決定の執行す可きものと成るに至る迄民事訴訟を停止す

前數規定は行政裁判權に於ける裁判及び官廳に於ける懲戒裁判に亦之を適用す

公訴既に進行中に在るときは民事又は行政の裁判官又は懲戒を取扱ふ官廳裁判の停止を命ず

第四條

(急報 *Referito*)

急報の義務を有する者は二十四時間内に又若し遲延の危險あるときは即時地方裁判所檢察治安判事又は自己の執務又は立會を爲したる地の或司法警察官又は此等を缺くときは最寄の司法警察官に之を提出することを要す

急報は急報者の干與を決議したる所の一人又は數人の者、干與の地、時刻及び其他の情狀、現時被害者所在の地及び若し可能なるときは被害者の概要又は之を識別する價值ある限のものを指示し、其他犯罪の情狀、原因、之を犯すに用ひたる手段及び其惹起したる又は惹起し得可き結果を斷定するの用を爲す一切の情報を與ふ

多數人同一機會に於て其執務又は立會を爲したるときは總て同様に急報を提出する義務を負ふ其

急報は各別個の書類若くは一同署名したる單一の書類を以て之を爲すことを得、此義務を負ふ何人よりも如何なる場合に於ても急報の脱漏より司法官憲の行爲を遅延せしむることを得ず

第五條

(訴訟手續の請求 = Richiesta)

公訴を發動する爲請求を必要とする場合に於ては書面を以て之を何れかの検事局に提出し、検事局は之を管轄廳署に移送するの處分を爲す

第六條

(訴訟手續の申請 = Istanza)

訴訟手續の申請は告訴の形式を以て之を提起す

申請は外國に在る王國領事に亦之を提起することを得、領事は必要あるときは之を提起したる者の識別の處分を爲し提起の日附を證明し以て書類を直接該管轄檢事局の事務所に送致す

第七條

(告發 = Denuncia)

職權を以て訴追す可き罪の情報を有する者は被害者とは異るとも總て地方裁判所檢事、治安判事又は司法警察官に其告發を爲すことを得

告發を義務のものと爲す場合は法律之を特定す

第八條

(告發の手續)

告發に付ては適用し得る限り第二條末項の規定を遵守す

告發は書面に依り又は口頭にて尙亦特別代訴人の方法に依りても之を提起することを得

書面に依り提出する告發は必ず告發者又は其特別代訴人之に署名することを要す

若し匿名の出訴に係るときは第一四一條の規定を適用す

告發を接受する官吏は必要あるときは簡略なる通知書を採用し遅滞無く之を所管の地方裁判所檢事又は治安判事に移送す

第九條

(告訴 = Querela)

告訴權は告發を提出することを得る官憲に告發に付き設けたる様式に於て自身に又は特別代訴人を介して爲す申立を以て之を行使す

第一〇條

(告訴の手續)

告訴の口頭の申立は若し之を接受する調書に告訴人又は特別代訴人署名せざるときは效力を生ぜず

告訴の書面の申立を接受したる官憲は必要あるときは告訴人の識別の処分を行ふ

第一一條

(告訴の特別保佐人)

刑法典第一二一條の豫見する場合に於ては告訴提起に就ての期間は特別保佐人選任の日より起算す、選任は地方裁判所検事の請求に基き被害者所在地の地方裁判所長理由を附したる決定を以て之を處分す、治安判事は其管轄の罪に對し職權を以て之を處分す、總ての場合に於て選任は未成年者の保佐、教育、監護又は扶助を目的とする協會又は會社より之を發議することを得

特別保佐人は亦被害者の利益に於て民事當事者を組成する權能を有す

若し告訴提起後特別保佐人選任の必要突發するときは其所に於て公判を開く又は開くことを要する控訴院又は地方裁判所の長又は治安判事之を處分す

第一二條

(私訴提起後告訴の不受理)

告訴は之を提起する權利を有したるべき者民事裁判所に贓物返還又は損害賠償の訴を提起し若、は損害に付き和解を爲したるときは最早之を受理せず

第一三條

(告訴權行使の拋棄)

刑法典第一二四條の豫見する告訴權行使の明示の拋棄は自身に又は特別代訴人を介し利害關係者に又は其代理人の一人に交付する署名したる申立を以て之を行ふ、申立は口頭を以て司法警察官又は公證人の前に亦之を爲すことを得其者等は必要あるときは拋棄者の識別を確認し之が調書を作成す、調書は拋棄者署名せざるときは效力を生ぜず

拋棄に期間 *termini* 又は條件を附し來るときは申立の效力を生ぜず

同一の申立を以て亦贓物返還及び損害賠償に付ての私訴の拋棄を爲すことを得

第一四條

(告訴の取下)(原文免除 *Remissione*)

告訴の取下は自身に又は特別代訴人を介し訴訟手續中の官憲又は司法警察官に提起する申立を以て之を爲し且承諾することを得、司法警察官なるときは即時に之を前述官憲に移送することを要す、取下の申立及び承諾の申立は前條に設くる形式を以て之を行ふ

刑法典第一五五條末項に記載する特別保佐人は第一一條に示す様式に依り之を選任す、訴訟費用は取下人の負擔とす、取下人多數なるときは一同國家に對し連帶して義務を負ふ

取下の書中に於て費用を全部又は一部一被告訴人又は數被告訴人の負擔と爲すを約定することを、得但此事は國家の一取下人又は數取下人に直接該費用の支拂を要求する權利を害せず

第一五條

(訴訟手續を爲すの許可)

許可を必要とする訴訟手續に於ては其許可は或囑託狀を發するに先ち檢事局より之を請求す
若し被告人が現行中に逮捕せられたる者なるときは即時許可を請求す此場合に於て勾留囑託狀發
行の義務ある罪に關するときは假に逮捕を支持す
被告人が勾留の囑託又は命令の結果逮捕せられたる後若し許可を請求する必要を生ずるときは同
一の様式に依り之を處分す
若し許可否認せらるるときは豫審裁判官は檢察官の請求に依り判決を以て許可を缺くに因る免訴
を宣告す

多數の被告人に對して訴訟手續を爲し其或者のみに付き許可の必要なるとき若し其許可を與へら
るること遅延するときは公判迄の間に許可の必要ならざる被告人に對し訴訟手續を爲すことを得
一度與へたる許可は之を取消すことを得ず

第一六條

(警察役務中所犯の罪に對する訴訟手續を爲すの許可)

役務に依り履行し且武器又は其他の有形強制方法の使用に關する所爲に因る治安 (Publica secur-
ezza) 又は司法の警察の官吏又は吏員に對し又は行政警察の役務に在る軍に對しては司法大臣の許可
無くしては訴訟手續を爲さず

合法に請求せられ立會を爲したる者には同一の規範を適用す

所爲を履行したる者に對する如く之を履行することを命じたる者に對しても亦許可を必要とす

第一七條

(訴訟條件の缺陷に因る放免・公訴の再提起可能)

告訴請求申請又は許可の缺陷又は不規則に基く免訴の判決は縱令確定となりても其後若し同一事
實に付き且同一の者に對し正則に告訴請求申請又は許可の提起あるときは公訴權の行使を妨げず
其他の訴訟條件仍ほ未だ證明せられざるに基き免訴の判決を宣告するときは同一の規定を適用す

第一八條

(刑事訴訟手續に於ける先決刑事問題)

一の刑事訴訟手續の確定が他の一刑事訴訟手續の確定に従屬するとき若し其等の合一の處分を爲
すこと能はず又は之を便宜と認めざるときは第三條第二項に示す判決の宣告せらるるまで第一の訴
訟手續を延期す

第一九條

(刑事裁判に於ける先決身分問題)

罪の存在に付ての決斷が身分に付ての異論の解決に従屬するときは其爭議に付き第二一條第一項
に示す判決の宣告せらるる迄公訴權の行使を停止す

訴訟手續の程度及び審級如何を分たず裁判官右争議の存在及び重要を覺知せば直に職權に依り命令を以て亦右の停止を處置す、停止は豫審の急速なる行爲を妨げず

治安判事は停止の命令を地方裁判所検事に通知す

右の命令は停止を正當とする條件の不存在の理由のみに因り總ての場合に上告を准す、此上訴は専ら地方裁判所検事又は控訴院側検事長のみ之を提出することを得

必要なるときは檢察官より一切の利害關係當事者を召喚し民事裁判を發議又は繼續することを得

第二〇條

(刑事裁判に於ける他の先決問題)

前條に定むる所を除く外罪の存在の斷定が民事又は行政の裁判所の管轄する争議に從屬するときは亦刑事裁判官は職權に依り命令を以て其解決を管轄裁判所に移轉することを得

此權能は争議の解決容易に非ず且争議せらるる權利の證據に法律が制限を設けざるときにのみ之を行使することを得

裁判官は移轉を定むる命令に於て其間刑事訴訟手續を停止する期間を指定す、期間は正當なる原因に基き止た一次のみ之を延長することを得

若し延長讓與せられず又は若し延長期間内に争議が第二一條第二項に示す判決を以て斷定せられざるときは裁判官は亦職權に依り命令を以て延長を取消す、此場合に於て裁判官は判決を以て歸責の

一切の要件を斷定す

争議に付き既に民事又は行政の裁判所に於て裁判の進行中に在るときは裁判官は前數規定の範圍に於て處分することを得

第二一條

(民事又は行政の先決問題を斷定する既判力)

刑事訴訟手續開始の前又は後第一九條の豫見する争議の一を斷定したる民事裁判所の判決は既判事項の力を獲得したるときは刑事訴訟手續に於て之に準據す

刑事訴訟手續開始の前又は後同一の者の間に第二〇條の豫見する争議の一を斷定したる民事又は行政の裁判所の判決は既判事項の力を獲得したるとき且其判決を以て斷定したる争議の對象たる權利の證據に法律が制限を設けざる限は刑事訴訟に於て之に準據す

第二節

私訴(原文・民事訴權 || Azione civile)に就て

第二二條

(私訴權行使の能動及び受動の公認)

贓物返還及び損害賠償に付ての私訴は罪が之に損害を加へたる者又は法律に因り又は一般又は特別の委任の結果之を代理する者又は相續額の限界内に於て其相續人より之を行使することを得
私訴は罪を犯したる者に對し又場合に因り民事擔當人に對し亦之を提起することを得

第二三條

(刑事訴訟手續に於ける私訴權行使)

前條第一項に示す者は民事當事者を組成し以て刑事訴訟手續に於て私訴權を行使することを得但
裁判官は訴訟手續が免訴を宣告し又は或原因に基き免除を言渡したる判決を以て終結するときは私
訴に付き斷定することを得ず

第二四條

(民事訟廷に提起したる私訴)

被害者の告訴を待て罰す可きに非ざる罪非親告罪に因る刑事訴訟手續に先ち又は同様の刑事訴訟
手續の進行中に民事裁判官の前に提起したる第二二條に示す私訴は民事裁判所に於て仍ほ未だ確定
ならざる判決の言渡さるるに至る迄は之を刑事訴訟に移轉することを得此權能の行使は當然民事裁
判に於ける原告の棄權を生ず刑事裁判官は民事訴訟手續の費用を亦處分す

若し刑事訟廷に於て私訴權を行使せざるときは公訴に付き第三條第二項に示す判決の言渡さるる
迄民事裁判を停止す但法律の例外を設くるときは此限に在らず

第二五條

(刑事既判事項と私訴との間の關係)

審理の結果事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしこと又は義務の履行又は正當權能
の行使に依り所爲を實行したること若くは事實の存在し又は被告人の之を犯したるの證據不十分な
ること宣告せられたるときは私訴を民事裁判官の前に提起續行又は再提起することを得ず

第二六條

(私訴再提起の禁止)

被告人處刑の場合に於て刑事訴訟手續中行使したる私訴は最早之を民事又は行政の訟廷に提起す
ることを得ず損害の清算のみに局限するもの亦同じ但處刑の判決に次ぎて立證せられたる損害の清
算に付き及び法律の豫見したる他の場合に於ては再び之を提起することを得

第二七條

(損害裁判に於ける刑事既判力)

次條に示す判決又は決定の後犯人又は民事擔當人に對し開始又は續行したる贓物返還又は損害賠
償に付ての民事又は行政の裁判に於ては事實の存在に關し其事實の違法性に關し及び處刑者の答責
に關する限りの判決又は決定は既判事項の力を有す裁判に於て言渡し裁判上の免除を授與したる所
の確定刑事判決は民事又は行政の裁判に於て同一の既判事項の力を有す民事又は行政の裁判所は判

決又は決定に續き立證せられたる損害を審理することを得
民事擔當人刑事裁判に参加せざりしときは罪の惹起したる損害に答責することを要するや否の問
題は未先決の儘に残留す

第二八條

(他の民事又は行政の裁判に於ける刑事既判力)

前條の豫見する場合の外裁判に續きて言渡されたる處刑又は無罪放免の確定刑事判決及び執行す
べきものと爲れる處刑の決定は民事又は刑事の裁判に於て其審理が刑事裁判の對象たる實質所爲の
確認に従屬する權利自體を爭議するときは其民事又は行政の裁判に於ける既判事項の力を有す但民
法が爭議する權利の證據に制限を設くるときは此限に在らず

第二章

裁判所 || Giudice に就て

第一節

事物管轄に就て

第二九條

(重罪法院 || Corte d'Assise の管轄)

法律の死又は徒役の刑若くは最低八年最高十二年を降らざる懲役を設定する犯罪の審理は重罪法
院に屬す(又譯巡回法院)

第三〇條

(地方裁判所 || Tribunal の管轄)

前條に示したる所と異り且治安判事の管轄に屬せざる罪の審理は地方裁判所に屬す

第三一條

(治安判事 || Pretore の管轄)

法律の最高三年を超えざる拘禁刑若くは單獨又は前述拘禁刑に添附し最高一萬リレを超えざる
金刑を設定する罪の審理は治安判事に屬す

但地方裁判所檢察事は第一回の辯論の開始せらるる迄は不起訴處分を以て地方裁判所の訴訟手續の
移轉の處置を爲すことを得

第三二條

(管轄所断の原則)

管轄を断定する爲には既遂又は未遂の各罪に對し法律の設定する刑を考察す、繼續に係る刑の増大は之を斟酌せず

加重の情状は之を斟酌す但再犯及び刑法典第六一條第二號の豫見する情状に基くものは例外とす
減輕の情状は之を斟酌せず但年齢に基くものは例外とす

第三三條

(事物管轄違の宣告)

事物管轄違は裁判の如何なる程度に於ても職權を以てしても之を宣告す、若し管轄違の抗辯が第一審の裁判中に提起せられざりしときは控訴の裁判に於て之を宣告することを得ず

自己の管轄違を宣告するに當り被告人若し拘禁せられ居らざるときは裁判官は法律が管轄裁判官に勾留囑託狀を發することを強制又は許可するときは逮捕囑託狀を發する義務又は權能を有す

第三四條

(事物管轄違より所断する無効)

事物管轄に付ての規範の不遵守は行爲の無効を生ず但更新すること能はざるものは之を例外とす
然りと雖も上級管轄の裁判官管轄違の宣告の要求ありたることなく下級管轄の裁判官に屬する罪を裁判したるときは無効を生ぜず

斯る様式に於て罪を認定したる裁判官若し管轄たる可かりし裁判官に關し亦第二審の管轄權を有するときは其判決に對しては控訴を認容せず

第三五條

(第一審の辯論に於て宣告する事物管轄違)

第一審の辯論に於て裁判移送の判決の結果に依り手續するに當り若し裁判官事實の法律上の定義の異なるに因り罪が自己の管轄外なりと認むるときは抵觸を解決する爲記録を大審院へ移送することを命ずる命令を言渡す、辯論より歸結したる事實が移送の判決の宣示したる所と異なるか又は一層重きの故に因り裁判官が罪を自己の管轄外なりと認むるときは判決を以て自己の管轄違を宣告し且檢事局への記録の移送を命令す

裁判移送の判決の結果に依り手續するに非ざるに當り若し裁判官何等かの原因に基き罪を自己の管轄外なりと認むるときは判決を以て自己の管轄違を宣告し且檢事局への記録の移送を命令す

第三六條

(控訴裁判に於て事物管轄に關する處分)

若し管轄違なる治安判事本案に付き断定したるとき控訴審に於て其管轄違を認定する裁判所は罪が其第一審の管轄に入るときは審理を持續し且本案に付き断定す、若し其管轄に入らざるときは治安判事の判決を無効とする判決を言渡し且記録を檢事局に移送することを命令す

控訴院は地方裁判所が治安判事の管轄の罪を管轄違の抗辯に拘らず第一審に於て裁判したることを認定するときは地方裁判所の裁判を管轄違に基き無効とすること能はずと雖も第二審に於ける本案に付き言渡すものとす但控訴を認容せざる断定に關するときは此限に在らず
前述の場合の外は控訴裁判官何等かの原因に基く第一審の事物管轄違を認定するときは第一審の判決を無効とする判決を言渡し且検事局への記録の移送を命令す

第三七條

(事物管轄に付ての大審院の断定)

大審院は若し断定したる裁判所の事物管轄違を認定するときは本案の訴訟中に管轄違の抗辯の提起せられたりしときに限り管轄裁判所への移送を以て其断定の無効を言渡すものとす
管轄に付ての大審院の断定は審理に次ぎ管轄を變更する新なる事實又は情狀生ぜざる限上訴の判決を以て断じたる所爲に對する罪の定義に就ても亦既判事項の力を有す

第三八條

(通常司法官憲の管轄違)

訴訟手續の如何る程度及び審級に在るを分たず裁判所事實の認知普通司法官憲通常裁判所の管轄に屬せずと認むるときは職權を以ても管轄官憲への記録の移送を命ずる判決を言渡す
大審院より特別裁判所の管轄を宣告したりしときは聯合部に於て言渡したるに非ずとも院の断定

は亦既判事項の力を有す

第三三條第二項の規定を適用す

第二節

土地管轄に就て

第三九條

(土地管轄を断定する一般原則)

土地管轄は罪を遂げたる場所を以て之を断定す
若し未遂罪に關するときは罪を犯すことに向へる最後の行爲を履行したる場所の裁判所の管轄とす若し繼續又は恒久の罪に關するときは其管轄は繼續又は恒久の終熄したる場所の裁判所に屬す

第四〇條

(土地管轄を断定する他の原則・未成年者に關する訴訟手續)

若し前條の規範に依り管轄を断定すること能はざるときは罪を構成する作爲又は不作爲を檢證したる最後の地の裁判所の管轄とす若し其地明に非ざるときは逮捕を實行したる地の裁判所又は裁判へ召喚の囑託若くは決定を發したる裁判所又之を缺くときは訴訟手續の最初の行爲を履行したる地

の裁判所の管轄とす、所爲の同時の場合に於ては第四八條に示す上級裁判所審理すべき裁判所を指定す

若し前述の様式の一に依り管轄を斷定すること能はざるときは被告人の居宅、居所又は住所の順序に依り其地の裁判所の管轄とす

控訴院側検事長は不起訴處分を以て被告人年齢十八歳を超えざるとき其未成年者の負擔に於ける豫審及び公判を控訴院の訟廷を有する地の司法官憲に移轉することを得

第四一條

(國內所犯と看做す罪及び外國所犯の罪の管轄)

若し所爲を一部國內に於て又一部外國に於て犯したるときは本國家に於て起訴し且作爲又は不作爲の全部又は一部發生し又は成果を實證する地の裁判所の管轄とす、此管轄は前二條の規定を以て之を律す

若し所爲を全部外國の領域に於て犯したるときは被告人の居宅、居所、住所、逮捕又は引渡(Consegna)の地の順序に依り管轄を斷定す

但大審院は檢察官の請求に依り豫審又は公判を罪を犯したる地に一層近き裁判所に移轉することを得

裁判所は刑事訴訟手續の爲及び本國家に於て起訴せずとも保安處分を適用する爲及び贖物返還並

に損害賠償を處分する爲外國官憲の行爲を利用することを得

前數項の豫見する總ての場合に於て司法警察官、檢察官及び裁判官は縱令被告人本國の領域内に在らずとするも證據を蒐集及び保存するに必要な總ての行爲を履行することを得

第四二條

(土地管轄違)

第四三九條第二項に規定する所は之を除くの外豫審の總ての程度に於て又は第一審の辯論開始手續の履行直後に自己の土地管轄違を認定する官憲(裁判所)は前數條に従ひ管轄を有するものに記録を移送す、裁判官は第五三條を適用す可らざるときは職權に依り判決を以て處分す

但移送後と雖も自己の管轄違を認定したる官憲(裁判所)は豫審の急を要する行爲を履行することを要す

檢察官管轄違を認定するときは逮捕の囑託狀を命令狀に換え第三三條第二項の規定を適用す

第四三條

(控訴審又は上告審に起れる土地管轄違)

控訴院最初の裁判所の土地管轄違なりしことを認定するときは管轄違の抗辯の第一審の裁判中に提起せられたることの條件を以て管轄違を宣告する判決を言渡し且記録の管轄裁判所への移送を命令す、反之他の理由に基き辯論の更新の必要ならざるときは之を経ずして本案に付き斷定す、控訴に付

ての断定は第一審に於ける管轄が控訴院の管區に屬せざる裁判所に在るときと雖も仍ほ之を行ふ
大審院若し断定を爲したる裁判所の土地管轄違を認定するときは本案の裁判に於て管轄違の抗辯
を提起したるときにのみ管轄裁判所への移轉を以て之を(断定)を無効とす
土地管轄に付ての大審院の断定は既判事項の力を有す

第四四條

(土地管轄違宣告の效力)

土地管轄違の宣告は既に履行したる豫審の行爲の無効を生ぜず

第三節

訴訟手續の牽連に就て及び管轄に付ての其効力に就て

第四五條

(牽連の場合)

左の場合に於ては訴訟手續の牽連あり

一、若し起訴する罪を合同したる多數人時を同うし又は時と場合とを異にすと雖も多數人の間に
共同し若くは多數人一方對他方の相互の損害に於て犯したるとき

二、若し罪の一を他罪を實行する爲又は庇隠する爲又は他罪の機會に若くは犯人又は他人に利得、
對價、成果又は不處罰を招致又は保障する爲に犯したるとき

三、若し一人數罪を歸責せらるるとき

四、若し一罪又は其一情狀の證據他罪又は其一情狀の證據に影響するとき

第四六條

(事物管轄に付て牽連の效力)

若し牽連訴訟手續の一が重罪法院の管轄に又他が地方裁判所又は治安判事の管轄に屬するときは
其管轄は全部重罪法院に屬す其他の場合に於て訴訟手續の一が地方裁判所の管轄に屬するときは總
て地方裁判所に屬す

豫審中或被告人に付き又は或罪に付き若し速に豫審を終結する手續を爲すこと能はざる精査の必
要發現し且豫審を遅延せしむ可らざる特殊の理由存するときは司法官 || Magistrate は他の罪又は他
の被告人に付き豫審を繼續しつつ其罪又は其被告人に付ての豫審を完了するの處分を爲すこと
を得

牽連に因る管轄裁判所に於て遵守すべき豫審又は公判に對する規範は牽連訴訟手續の一切に之を
適用す

第四七條

(土地管轄に付て牽連の效力)

多数の裁判所の等しく事物管轄を有する所の牽連訴訟手續に付ての管轄は其中最も重き罪の犯され又は重き同じき場合に於て罪の數多くの犯されたる管區の裁判所に屬す

第四八條

(土地管轄に付て牽連の效力に關する他の原則)

多数の裁判所の等しく事物管轄を有する所の牽連訴訟手續に付ての管轄は罪の重き同じく且數も同じく同一控訴院の異なる管區に於て犯されたるときは該控訴院側豫審部の指定する裁判所に屬す斯る場合に於て検事局の各官は其意見書と共に記録を豫審部に移送し豫審部は罪の全部を裁判す可き裁判所を指定するの命令を以て速に之を處分す豫審部若し便宜の理由に因り訴訟手續の分離を命令せんと考慮するときは土地管轄を有する各裁判所に審理を移轉す若し前述の數罪控訴院の異地方の管區に於て犯されたるときは同様の法式に依り大審院之を處分す

種々の罪第一審に於て各別に裁判せられ而して控訴提起せられたるときは種々の訴訟手續に付き土地管轄を有する第二審裁判所單一の裁判に依り總ての控訴を處分することを得

第四九條

(通常司法官憲の管轄と特別裁判所の管轄とに付て牽連の效力)

數牽連訴訟手續若し其或ものは通常司法官憲の管轄に其他は上級司法法院及び軍事裁判所と異なる特別裁判所の管轄に屬するときは其總てに付き通常裁判所之を管轄す

然れども大審院は通常裁判所側檢察官の上訴又は特別裁判所の請求に因り若くは牴觸を解決するに當り便宜の理由に基き判決を以て訴訟手續の分離を命ずることを得

通常司法官憲管轄の訴訟手續と上級司法法院又は軍事裁判所の管轄の訴訟手續との間の牽連の場合に於ては其總てに付き特別裁判所之を管轄す但特別裁判所は便宜の理由に基き不起訴處分を以て訴訟手續の分離を命ずることを得

第五〇條

(管轄に付ての牽連の效力に關する原則の不遵守)

管轄に付ての效力に關する原則の不遵守は無効を生ぜず但下級裁判所が上級審裁判所管轄の罪を裁判し又は上級司法法院又は軍事裁判所と異なる特別裁判所が通常裁判所管轄の罪を裁判し若くは通常裁判所又は他の特別裁判所が上級司法法院又は軍事裁判所の管轄の罪を裁判したるときは此限に在らず

第四節

裁判權 || Giurisdizione と管轄との牴觸に就て

第五一條

(抵觸の場合)

訴訟手續の或程度及び審級に於て左の事由存るときは即ち抵觸存り

一、一又は多數の通常裁判所及び一又は多數の特別裁判所同時に同一罪の審理を行ひ又は行ふことを拒絶するとき

二、二又はより多數の通常裁判所同時に同一罪の審理を行ひ又は行ふことを拒絶するとき

抵觸に付ての規範は控訴院第一審裁判所の管轄を宣告し而して第一審裁判所自己の管轄違を宣告するとき亦之を適用す、其外本條の豫見する所と類似の總ての場合に之を適用す

抵觸に付ての斷定は大審院に屬す

第五二條

(通告前の抵觸終熄)

前條の豫見する抵觸は司法官の一人が場合を分ち自己の管轄又は自己の管轄違を宣告する所の處分の效力を以て終熄す

右の處分は當事者の申請に依り亦之を行ふことを得

第五三條

(抵觸の申告)

抵觸を解決せんとする裁判所は記録を大審院に移送する命令を言渡す

抵觸は抵觸に在る一裁判所側檢察官、被告人又は其他當事者より之を申告することを得

申告は書面に依り且理由を附したる申立を以て之に書類及び關係證據物を合せて抵觸に在る裁判所の一の書記課に之を提出す、通告書類及び證據物は直に之を大審院の書記課に移送す

第五四條

(抵觸の解決)

大審院は評定室 *Comem di consiglio* に於て處分す

抵觸が通常裁判所と特別裁判所との間に存るときは院は聯合部 *Sezioni unite* に於て之を討議す

抵觸を解決するに當り院は管轄違を宣告したる裁判所の履行したる行爲の果して又如何なる部分に於て有效を保持すべきかを斷定す

管轄に付ての大審院の判決は既判事項の力を有す但裁判に續く新なる事實又は情狀事物管轄を變更するに至るときは此限に在らず

檢事總長の注意に依り直に判決の抄本を抵觸に在る裁判所及び檢事局へ通達し且他の總ての當事者に送達せしむ

第五節

訴訟手續の移轉 II Remissione に就て

第五五條

(移轉の場合)

本案の訴訟手續の總ての程度及び審級に於ても公の秩序の重大なる理由に因り又は控訴院側検事長又は大審院側検事總長の請求に係る正當なる懸念に因り大審院は豫審又は公判を一の裁判所より他の裁判所の異なる訟廷に移轉することを得

被告人は單に正當なる懸念に因りてのみ移轉の申請を提起することを得、此權能は他の總ての民事當事者に屬せず

第五六條

(移轉を發議するに宛つる行爲)

移轉が好都合と認めらるる場合に於ては地方裁判所検事は治安判事管轄の訴訟手續に係るときと雖も之を控訴院側検事長に報告す

被告人の申出づる移轉の申請は書面を以てし且自身又は其一特別代訴人署名することを要し、理由を填充して之と關聯する證據物と共に起訴する地の地方裁判所検事の秘書課に提出することを要し、終に失權の制裁に於て五日の期間内に他の民事當事者に告知することを要す、民事當事者は辯論前大

審院に解説及び證據物を豫送せしむることを得

第五七條

(移轉に付ての訴訟手續の效力)

移轉の訴訟手續は豫審又は公判を停止せず但大審院停止の命令を言渡すは此限に在らず此場合に於ても急速の行爲を履行する權能は常に其儘に残存す

第五八條

(移轉の請求又は申請に對する斷定)

大審院は若し之を必要と認むるときは適當なる報告を徴したる後評定室に於て理由を附せざる命令を以て斷定す

若し被告人の申出づる申請を拒否するときは同一の命令を以て被告人を科料金庫の利益に千乃至一萬リレの額の支拂に處刑することを得

請求又は申請を應諾する大審院の命令は豫審又は公判を行ふ可き裁判所を指定す、其他命令の中に既に履行したる行爲の果して且如何なる部分に於て効果を保持す可きかを宣告す

大審院の命令書は之を書類と共に遲滞無く検事局に移送し、検事局は抄本を以て豫め被告人及び其他の當事者に送達して命令の執行を處分す

第五九條

(移轉の新申出)

移轉の命令ありたるとき其訴訟手續の取消の爲又は他の裁判所指定の爲の再處分は専ら檢察官のみ之を申出づることを得此要求は停止の效力を有せず但大審院停止の命令を言渡すときは此限に在らず

移轉の請求又は申請を不受理と宣告する命令は其權利を有する者の同一の理由に基き仍ほ再び之を提起することを妨げず但第五六條第二項に定むる失權の期間の不遵守に因り受理す可らざるものと宣告せられたるときは此限に在らず

請求又は申請の棄却後は専ら新なる要素に其根據を有するときのみ再び之を提起することを得

第六〇條

(司法官 Magistrati に関する訴訟手續の移轉)

若し裁判官又は檢察局の一司法官に對して起訴することを要し若くは其或者罪の被害者と爲り而して其訴訟手續其職務を執行する司法官の管轄なるときは大審院は訴訟手續を同じく事物及び審級を管轄する他の司法官に移轉す

若し其職務の執行中又は其職務の故に因り裁判官又は檢察局の司法官に對し犯したる罪に関するときは移轉を行はず

第六節

裁判官の除斥、回避及び忌避に就て

第六一條

(同一訴訟手續中履行したる行爲より斷定する除斥)

一の訴訟手續に於て判決を言渡し又は言渡すことに共同したる裁判官は同一訴訟手續の嗣後の審級に於ける裁判に参加すること並に取消後又は再審の爲移送の裁判に参加することを得ず

公判に移すの判決を言渡し又は言渡すことに共同したる裁判官は公判に参加することを得ず

一の訴訟手續に於て檢察局の職務を執行し又は一當事者の辯護人、特別代訴人又は輔佐人 Curatore 若くは證人、鑑定人又は専門商議員の事務を行ひ又は報告、告發、告訴又は申請を提出し又は起訴することの許可の討議に参加したる者は此に裁判官の職務を執行することを得ず但法廷に於て犯したる罪に付き定めたる所は此限に在らず

第六二條

(親族又は姻族の關係より斷定する除斥)

其二等親迄の親族又は姻族の間に在る裁判官は同一訴訟手續に於て分離又は別異と雖も其職務を

執行することを得ず

第六三條

(回避)

忌避の原由存るとき其原由に關係ある裁判官若し之を認識するときは申出無しと雖も之を申立つる義務を有す同じく回避するに付き忌避の原由の中に法律の列擧せざる便宜の重大なる道理存するときは裁判官は之を申立つることを要す申立は院大審院控訴院重罪法院又は地方裁判所の長に之を爲し長は別段の手續無く裁判官の回避することを要するや否を斷定す

同様の義務を有する治安判事は地方裁判所長に其申立を爲し所長は前述の様式に依り之を斷定す院又は地方裁判所の長本條第一項の豫見する場合に於ては自ら回避することを要す

第六四條

(忌避の原由)

裁判官左の原由存るときは之を忌避することを得

- 一、若し訴訟手續に於て本人の利益を有するとき又は若し被告人民事擔當人民事科料義務者又は民事當事者が本人配偶者又は子の債務者又は債權者なるとき
- 二、若し司法上の職務の執行外に於て訴訟手續の對象に付き助言を與へ又は本人の意見を表示したるとき

三、若し本人又は本人の近親の一人と被告人民事擔當人民事科料義務者又は民事當事者と頗る不和なるとき

四、若し本人又は配偶者の近親の一人罪の被害者歸責者若くは民事擔當人又は民事科料義務者なるとき

五、若し私當事者檢事以外の者の一人の辯護人代訴人又は輔佐人が本人又は配偶者の近親なるとき

六、若し第六一條及び第六二條の豫見する條件の一に在るとき

第四號及び第五號に示す忌避の原因は配偶者の死亡後と雖も子の生殘するとき又は若し配偶者生存中一等又は二等の近親たりしときは仍ほ存在す

第六五條

(忌避の申立)

忌避は檢察官被告人民事科料義務者民事擔當人又は民事當事者之を申出づることを得

忌避の申立には其理由を表示し且證據を指示することを要す申立は利害關係者自身に爲さざるとき辯護人又は特別代訴人を介して之を申出づることを得代訴の書類には不受理の制裁に於て忌避の原由を指示することを要す

第六六條

(忌避申立の期間及び形式)

忌避の申立は豫審の間は其終結前、公判に於ては辯論開行手續の完了前、評定室に於ける訴訟手續に於ては討議定日前之を提起することを得

申立は申立人の署名したる書類を以て行ひ且之に關する證據物と共に豫審を履行し又は辯論を手續すべく又は評定室に於て討議すべき裁判所の書記課に之を提出す

本條の規定は不受理の制裁に於て之を遵守することを要す

第六七條

(回避と忌避との競合)

忌避を申出でたる後と雖も裁判官第六三條の豫見する申立を爲したるときは同一の原由に基く忌避は之を提起せざりしものと看做し且管轄の長は回避の申立に付き斷定す、若し申立異なる原由に基くとき回避受理せられざりしときは院又は地方裁判所忌避に付き斷定す

第六八條

(忌避斷定の管轄)

豫審の司法官 *Magistrato* の忌避に付ては司法官所屬の院又は地方裁判所之を斷定す
治安判事の忌避に付ては地方裁判所之を斷定す、地方裁判所又は院の長又は裁判官の忌避に付ては其等の干與することなく其屬する地方裁判所又は院之を斷定す

若し刑事事案を裁判する爲定めたる合議團組織員の某員數を使用すること能はざるときは長官は司法順位法 (*Leggi sull' ordinamento giudiziario*) の規範に依り忌避に付き斷定すべき合議團の形成を處分す、此合議團の司法官に對しては回避又は忌避を受理せず

若し前述の様式に依り處分すること可能に非ざるときは書類を直近上級裁判所に移送し其裁判所は檢察官の意見を聽き忌避に付き斷定すべき裁判所を指定す、其裁判所若し忌避を正當と認むるときは其儘忌避せられたる司法官又は其屬する合議團を更改す、然らざるときは不當に忌避せられたる裁判官の屬する裁判所附屬吏 (*Ufficio giudiziario*) に公判繼續の爲書類を還付す
總ての場合に於て裁判所は評定室に於て理由を附せざる命令を以て急速なる事項を處分す

第六九條

(忌避申立受理の場合の處分)

院又は地方裁判所若し忌避の申立を受理す可きものと認むるときは之を忌避せられたる裁判官に告知することを命ず、裁判官は告知後三日間書記課に於て書類及び證據物を檢閲し且書面を以て其解説を提出することを得

申立提起の通報を得たる被忌避裁判官は止た豫審の急速なる行爲のみを完了することを得
院又は地方裁判所は自己の一組織員に委任し以て證人を介して亦其忌避の原由に付き證據を命令する權能を有す



第七〇條

(回避又は忌避採用の場合の處分)

司法官の回避又は忌避若し採用せられたるときは其者は嗣後無効の制裁に於て訴訟手續の如何なる行爲をも履行することを得ず

自身回避し又は忌避せられたる司法官の其以前に履行したる行爲の果して又は如何なる部分に於て效力を保持すべきかは命令を以て之を斷定す

回避又は忌避の效力に因り若し豫審裁判官又は治安判事を更改することを要するときは院又は地方裁判所の長は之を代換する爲場合を分ち同一の院又は同一の地方裁判所の他の裁判官又は治安副判事 Vice Pretore)又は最寄の一治安判事を指定す

回避又は忌避に因り合議團に法定の員數を缺くときは院又は地方裁判所の長は訴訟手續を同一の院又は同一の地方裁判所(他の部)又は隣接したる院又は同管區内の隣接したる地方裁判所の他の部に移轉す

第七一條

(忌避要求(= Domanda)の不受理又は却下の場合の制裁)

忌避の申立の不受理又は却下を宣告する命令を以て之を申出でたる私當事者を料料金庫の利益に二千乃至一萬リールの額の支拂に處罰す(此處罰は總ての民事又は刑事の訴權を妨ぐることなし)

第七二條

(忌避斷定の通知及び送達)

忌避に付き斷定する命令は之を檢事局に通知し而して檢事局の注意を以て之を忌避せられたる者及び忌避を申出でたる者に送達す

第三章

當事者に就て

第一節

檢察官 = publico ministero に就て

第七三條

(檢察官の回避)

檢察官の代表は如何なる原由に因りても之を忌避することを得ず但便宜の重大なる理由に基き自

身回避する権能を有す其理由は訴訟に依らず本屬長官之を査定す

第七四條

(檢察官又は治安判事よりの公訴實行)

檢察官又は治安判事は其管轄の罪に付き法律の設けたる形式を以て第一條の規範に依り公訴を提起及び實行す

檢察官若し治安判事の管轄に屬すと認むるときは訴訟手續の爲之に書類を移送す但第三一條第二項の設くる権能を利用せんと欲するときは此限に在らず若し檢察官事實の審理を通常司法官憲に屬せずと認むるときは書類を管轄官憲に移送す斯る場合に於ては逮捕の囑託狀を命令狀に改め第三三條第二項の規定を適用す

檢察官が報告、急報、告發、告訴又は申請の明白なる無根據に因り起訴す可らざるものと認め且未だ正式の豫審又は公判の召喚斷定に付き請求を爲さざりしときは書類を記録所 Archivio へ移送することを命ず治安判事は同一の様式に處分す記録所に書類の移送を命じたる地方裁判所檢事又は治安判事は場合を分ち之を檢事長又は地方裁判所檢事に報道し檢事長又は地方裁判所檢事は書類を請求し代りて起訴するの處置を採ることを得

第七五條

(公訴の取消不可能)

公訴の實行は法律の明白に豫見したる場合に非ざるよりは之を停止、中止又は終熄することを得ず

第七六條

(檢察官の請求及び意見)

刑事訴訟手續の進行中法律の例外とする場合を除く外裁判官は檢察官の意見を聽かずして討議することを得ず

檢察官は理由を附したる請求及び特性の意見を提出することを要し且裁判官の決斷に一任することを得ず

辯論に於ては檢察官口頭を以て其意見を吐露し又之に参加する権能を有するときは評定室に於て訴訟手續中同一の様式に之を吐露することを得、他の場合に於ては書面を以て之を吐露することを要す

第七七條

(檢察官の強制權)

第一四六條の規範に於て裁判官に歸屬すると同一の權限は其職務を執行するに付き檢察官にも歸屬す

第二節

私當事者に就て

第一款 被告人に就て

第七八條

(被告人の資格の採用)

司法官憲の命令無しとするも其處分に依り逮捕の状態に置かれたる者若くは訴訟手續の某種の行為に依り罪を歸せられたる者は被告人の資格を採用す
前規定の豫見する場合の外被告人に法律の特定の権利を認むる所の訴訟行為を履行することを要するときは報告急報告發告訴請求又は申請の中に犯人として指定せられ又は罪を疑はるるに至れる者を被告人と看做す可し

第七九條

(被告人の資格の持續終熄及び再發生)

被告人の資格は訴訟手續の總ての程度及び審級に於て第三條第二項に示す判決又は決定に至る迄持續す
然れども第四〇四條第一項に示す場合に於ける無罪放免者及び第五六五條に示す場合の處刑者は

被告人の資格再び發生す

第八〇條

(被拘禁被告人の申請及び其他の申立)

拘禁せられ又は保安處分の爲の營造物に收容せられたる被告人は書類を以て法律の許可する申請、申立又は上訴を提起し營造物の管理者收受し之を備付の帳簿に記入し直に管轄官憲に送付すること
を要す斯くて司法官憲の直接收受したるものとしての効果を有す

第八一條

(被告人の概要を以て之を識別することの不可能)

被告人の眞の名及び姓並に其他の概要を以て之を識別することの不可能は其者の有形識別確實なるときは豫審公判及び執行を遅滞せしめず亦停止せず

第八二條

(被告人の虚偽の概要)

別人に屬するに拘らず本人又は其他の者の所爲に因り眞の被告人に虚偽の概要を附し且別人の名を以て被告人處刑せられたりしときは訴訟手續の如何なる程度及び審級に於ても亦執行中と雖も第一四九條の規範に依り之を訂正す但第五八四條に規定する所に付ては此限に在らず

第八三條

(被告人の人物識別の確認)

若し豫審又は公判に出頭したる者が公訴を起行したる所の者に非ざることを疑はしむるに足る證據の資料存するときは豫審又は公判を取扱ふ裁判官は直に職權を以てしても評定室に於て第六三〇條及び第六三一條に設くる形式を以て必要なる確認の處分を爲し又鑑定及び其他一切の證據方法を發議することを得此場合に於ては訴訟手續の進行を停止することを得但若し同一の事實に付き他の被告人存るときは之に對し訴訟手續を繼續することを得

第八四條

(被告人の識別缺如)

前條に掲げたる疑義同條の規範に依り施行したる確認に因り解除せらるるに至らざるときは附帶訴訟に付き斷定する命令を以て記録の状態に於ては識別の獲られざることを宣告し識別すること能はざる者に關する豫審又は裁判移付を停止することを命じ若し拘禁せられたるときは釋放の處分を爲し而して治安官憲警察官廳に識別に達する目的に依り嗣後の捜査を行ふことを委託す
不確實なることが未だ識別せられざる者の所爲に基因するときは裁判官は若し所爲が罪を構成せば公訴を除く外専ら證人又は擔保の提供のみに因り釋放を命ずることを得但其者を精神病院に庇隠することを要するときは此限に在らず
此命令は上告の對象と爲すことを得

第八五條

(上告公判中被告人の人物識別の疑義)

上告の公判中被告人の人物識別の疑義を生ずるときは院大審院は若し之を其根據ありと認めれば職權を以てしても附帶訴訟の審理を上訴の處分を發したる管區の控訴院側豫審部に委託し且前條に定むる様式に依り處分す

第八六條

(略式豫審中被告人の人物識別の疑義)

略式豫審の間に被告人の人物識別の疑義を生ずるときは檢察官は第八三條及び第八四條に設くる規範を遵守し豫審裁判官に正式豫審を施行することを請求す

第八七條

(被告人に關する人物の錯誤)

訴訟手續の如何なる程度及び審級に在るを分たず人物の錯誤に因り一定の被告人を取扱ふこと明白となるときは裁判官は職權を以てしても直に評定室に於て主文に其原因を叙しつつ免訴を宣告する判決を言渡すものとす此處分は如何なる場合に於ても同一事實に基き他の被告人に對し同時に訴訟するときと雖も之を遲疑することを得ず

第八八條

(被告人に突發したる精神病)

被告人が認識又は意欲する能力を喪失する精神の疾病状態なるに至るときは若し無罪放免を言渡す可らざるとき並に第二四五條及び第二五八條に設くる所を除く外は裁判官は本案の訴訟手續の如何なる程度及び審級に在るを分たず命令を以て訴訟手續停止の處分を行ふ斯る場合に於ては公立別して司法の精神病院への被告人の庇隠を命令し又は必要とす必要なる確認の爲裁判官は亦鑑定を命ずることを得

若し裁判官の公訴を調査するに先ち精神病の状態を生ずるときは裁判官は檢察官の請求に基き本條第一項の規範に依り處分す治安判事は地方裁判所檢察事に報告し職權を以て處分す

被告人前述の能力を回復するときは裁判官訴訟手續再び其進行を取ることを命ず八四條に於て訴訟手續の停止は罪の確認の爲必要なる行爲を裁判官の履行することを妨げず

民事當事者及び檢察官第一〇五條の規範に依り行動するときは停止の命令後刑事訴訟手續とは獨立して民事裁判官の前に訴權を行使することを得右は刑事訴訟手續再び其進行を取る場合に於て第二四條に示す權能を妨ぐることなし

第八九條

(被告人死亡の疑義)

訴訟手續の總ての程度及び審級に於て被告人の生命の存在に付き根據ある疑義を生ずるときは裁

判官は命令を以て訴訟手續停止の處分を行ふ此停止は罪の確認の爲必要なる行爲の履行を妨げず若し續きて被告人の生命の存在を確認するときは前述の命令を取消し且刑事訴訟手續再び其進行を取り若し被告人の死亡を歸結するときは裁判官判決を以て處分す

若し續きて死亡が誤で申立てられたることを確認するときは最早上訴の對象とならざる無罪放免の判決は之を言渡さざりしものと看做す右は同一の事實に因り且同一の者に對する公訴を妨げず但罪の消滅又は之に對する免訴の原因偶發したるときは此限に在らず

第九〇條

(第二裁判の不受理)

確定と成れる判決を以て縦し缺席にても處刑又は無罪放免せられたる被告人は其名稱重輕又は情狀に因り別異に看做され來るとも同一事實の爲再び刑事訴訟手續に服せしむることを得ず但第一七條第八九條及び第四〇二條に規定する所は此限に在らず右に拘らず若し再び刑事訴訟手續を開始し來るときは裁判官は訴訟手續の總ての程度及び審級に於て公訴權を行使す可らざるの故に因る免訴を宣告する判決の言渡を行ふ

第二款 民事當事者に就て

第九一條

(民事當事者組成權)

刑事訴訟手續に於て私訴を施行する権利有る者は民事當事者を組成することを得
自己の権利の自由行使權を有せざる者は若し私訴權の行使に付き規定したる形式に依り代理許可
又は立會を有せざるに於ては民事當事者を組成することを得ず

第九二條

民事當事者組成の效力

一度到達したる民事當事者の組成は訴訟手續の總ての程度及び審級に於て其效力を生ず

民事當事者の組成は告訴の價值を有せず

第九三條

(民事當事者組成の申立)

民事當事者を組成せんと志す者は自身又は特別代訴人を介して其申立を爲すことを要す

申立は第一審の訴訟手續中辯論開行手續の第一回を終了するに至るまで之を爲すことを得

右の期間經過後の民事當事者の承認は私訴に付き言渡したる部分の判決の無効を生ず

第九四條

(民事當事者組成の手續)

前條に規定したる申立は若し辯論前に爲すときは書面を以て院又は地方裁判所の書記課若しくは正
式豫審廷に之を提出することを要す、略式豫審の訴訟手續及び治安判事管轄の訴訟手續に於ては申立

は之を公判を管轄する裁判所の書記課に提出す、若し辯論中に申立を爲すときは調書に合一する爲の
別個の書類を以て法廷に立會ふ書記之を收受す

申立は不受理の制裁に於て民事當事者を組成する者の一般性豫審又は公判の進行する市町村に於
ける住所の選定組成の生じたる訴訟手續の指示及び申立を正當とする事由の略述を含有することを
要す

第九五條

(民事當事者より施行す可き告知)

民事當事者組成の申立及び之に續く申請は其當事者の注意に依り辯論に先ち之を檢察官及び被告
人に告知することを要す

民事答責者の召喚又は参加の後に提起したる申請は辯論に先ち亦之を民事擔當人に告知すること
を要す

右に示したる組成及び申請は最後の告知を施行したる日より效力を發生す

第九六條

(民事當事者の辯護人 || Difensore)

其前に豫審又は公判の進行中なる豫審裁判官、治安判事若しくは院又は地方裁判所の長は其要求を爲
したる無償救護を承認せられたる民事當事者の爲に一辯護人を選任す

無償救護は之を信任辯護人を有する民事当事者に授與することを得ず而して若し既に授與したりしときは之を取消すことを要す

第九七條

(正式豫審中民事当事者組成の異議)

正式豫審中檢察官又は被告人は民事当事者の組成を異議者に告知したる日より三日の期間内に民事当事者組成に對し異議を爲すことを得民事擔當人は亦召喚せられ又は参加したる日より三日の期間内に異議を爲すことを得

異議の申立は理由を附することを要し且書面を以て其所に豫審の進行中なる司法廳の書記課に之を提出す其行爲は申立提出の日より三日の期間内に異議者の注意に依り之を民事当事者に送達することを要す民事当事者は之に續く同様の期限内に其解説を提出することを得

前述の期間は失權の制裁に於て之を設定す

裁判官は遲滯無く命令を以て斷定す但斷定を豫審の他の時期に延引すべきものと做すときは此限に在らず

異議を提出したる時期に因り之に付ての斷定が豫審の終結を遲滯せしむ可きときは辯論に於て之を處分す

豫審中承認せられたる民事当事者の組成に對しては辯論中異議を爲すことを得ず

豫審中却下せられたる民事当事者の組成は辯論中再び之を提出することを得ず

第九八條

(辯論中民事当事者組成の異議)

略式豫審中又は裁判移送後又は辯論開行手続中到達したる民事当事者の組成に對しては辯論中前條に示したる當事者より異議を爲すことを得

異議の理由を附したる申立は失權の制裁に於て辯論開行手続の第一回終了後直に之を提出することを要す

裁判官は當事者の意見を聴き遲滯無く命令を以て處分す但決斷を延引すべきものと做すときは此限に在らず總ての場合に於て其斷定は最終の討議開始前之を言渡すことを要す

第九九條

(民事當事者除外に付て裁判官の權限)

裁判官は第一審訴訟手續の總ての程度に於て辯論の最終討議開始前職權を以てしても民事當事者の組成を不受理と宣告することを得

第一〇〇條

(民事當事者を承認又は除外する斷定)

民事當事者の組成を却下する命令は民事裁判に於ての嗣後の訴權行使を妨ぐることなし

民事當事者の承認は其當事者の贓物返還及び損害賠償を獲る權利に付ての刑事裁判官の斷定を妨ぐることなし

訴訟手續の或程度及び審級に於て民事當事者の組成若し無効と宣告せられ來るときと雖も豫審及び刑事公判の行爲は仍ほ有效として殘存す

民事當事者の參加人の被告人及び民事擔當人に惹起したる費用及び損害に關する所に對しては第一〇三條末項の規定を適用す

第一〇一條

(民事當事者組成の明示取消)

民事當事者の組成は訴訟手續の總ての程度及び審級に於て第九三條第一項及び第九四條第一項に設くる形式を以て之を取消すことを得

辯論前に爲したる取消の申立は未だ之を檢察官被告人及び民事擔當人に告知せざるときと雖も效力を生ず但組成を取消したる者は告知を缺くの結果履行したる行爲の費用に對し義務を存す

第一〇二條

(民事當事者組成取消されたりと看做す場合)

第一審の辯論に召喚せられたる民事當事者若し事由の如何を分たず其辯論の進行中に出頭せず又は若し所定の時期に其意見を提起せずして法廷を遠ざかるときは民事當事者の組成を取消したるも

のと看做す但之に出頭せざる證人に對し法律の設定したる制裁を適用する場合なるときは此限に在らず

民事當事者の出頭缺如又は退去は決して辯論の延期を斷定することを得ず

第一〇三條

(民事當事者組成取消の效力)

明白に其組成を取消したる民事當事者は費用の改正に依りても仍ほ民事訟廷に訴訟を提起することを得ず但取消の行爲中明白なる留保を爲したるときは此限に在らず

第一〇二條の規範に依り其組成取消されたりと看做さるる民事當事者は民事訟廷に其訴訟を提起する權利を保持す

前二條の規範に依り組成の取消到達したるときは刑事裁判官は民事當事者參加人の被告人及び民事擔當人に惹起したる費用及び損害を審理することを得ず之に關する訴訟は之を民事裁判官の前に提起することを得

第一〇四條

(民事當事者提出の證據)

民事當事者は事實を確認し及び損害を斷定する爲證據方法を提出することを得

第一〇五條

(無能力者の利益に檢察官より私訴權の行使)

刑事訴訟手續に於ける私訴權は被害者精神病又は未成年に因り自己の權利を利用する能力無く且之を代理する者存らざるとき其被害者の利益に檢察官之を行使することを得

第一〇六條

(私訴權の行使と證明の義務)

私訴權を行使する權利を有する者は民事當事者を組成したるときと雖も其事由に因り證明の義務を免るることを得ず

第三款 民事擔當人及び民事科料義務者に就て

第一〇七條

(民事擔當人召喚權)

被告人の所爲に因る民事擔當人は民事當事者の申請に基き刑事訴訟手續に之を召喚することを得亦被告人の刑事答責を解除せられたる場合に共同被告人の所爲に因る民事擔當人として之を召喚することを得

召喚の謄本は之を檢察官及び被告人に送達することを要す

檢察官は第一〇五條の關係に於て私訴權を行使するときのみ民事擔當人の召喚を請求することを得此召喚は之を被告人に送達することを要す

召喚の原本は司法官の送達の往復と共に之を書記課に寄託し且訴訟記録に合一す

第一〇八條

(民事擔當人召喚期間)

正式豫審の訴訟手續に於ける民事擔當人の召喚は最も遅くとも第一回と定めたる辯論の爲之を爲すことを要す其他の訴訟手續に於ては其辯論の爲之を爲すことを要す

辯論の進行中又は延期したる辯論の爲には民事擔當人の召喚を認可せず

第一〇九條

(正式豫審中民事擔當人の召喚)

正式豫審中民事擔當人の召喚は民事當事者の申請に因り又は第一〇五條の豫見する場合に於ては檢察官の請求に因り豫審裁判官決定を以て之を命ず

決定の包含する所左の如し

一、民事當事者の概要又は請求したる檢事局の官吏の指示民事擔當人若し有形人なるときは其概要及其他の場合に於ては答責する爲召喚せられたる法人の指示及び出頭す可き其正當代理人の名稱

二、民事擔當人に對し申出でたる申請の略示と共に召喚を將來したる刑事訴訟手續の指示

三、民事擔當人が第二六四條末項の設くる期間を遵守し自己の辯護の處置を取る爲の案内狀と共に

に訊問せらるる爲出頭することを要する場所、日及び時の指示

四、日附及び豫審裁判官と書記との署名

召喚又は送達の不規則は其可能なるときは豫審中之が更新を妨ぐることなし、若し可能に非ざるときは辯論の爲民事擔當人を召喚することを不得

第一一〇條

(辯論の爲民事擔當人の召喚)

辯論の爲の民事擔當人の召喚は民事當事者の申請に因り又第一〇五條の豫見する場合に於ては檢察官の請求に因り其前に裁判の開かる可き院又は地方裁判所の長若くは治安判事決定を以て之を命ず

決定は前條第一號及び第二號に定むる指示の上に其包含する所左の如し

- 一、第四〇五條、第四〇七條及び第四〇九條の定むる期間を遵守し出頭する場所、日及び時の指示
- 二、若し其場合なるときは職權を以てする辯護人(官選辯護人)の選任
- 三、出頭期間の中民事擔當人又は其辯護人が押收物の存する場所に於て取調を爲し書記課に於て書類及び證據物の認識を取り且謄寫を抄録する權能を有することの通知
- 四、辯護の證據を提出するに要する期間の指示
- 五、日附及び長又は治安判事及び書記の署名

第一一一條

(民事擔當人召喚の無効)

若し肝要なる或要件の指示の脱漏又は錯誤に因り民事擔當人訴訟手續に於て其權利を行使すること能はざる條件に置かれたるときは民事擔當人の召喚を無効とす

送達の無効は召喚を無効ならしむ

召喚の無効と宣告せられたるとき裁判官は辯論の延期を命ずることを得ず但民事當事者は民事裁判官の前に民事擔當人に對し訴訟を提起する權利を保持す

第一一二條

(民事擔當人の任意参加)

民事當事者の組成存するとき又は檢察局第一〇五條の關係に於て私訴權を行使するとき民事擔當人は辯論開行手續の第一回を終了するに至る迄は任意に訴訟手續に参加することを不得

第一一三條

(民事擔當人任意参加の手續)

民事擔當人の任意参加は自身又は特別代訴人を介して爲す申立を以て之を提案す、申立は不受理の制裁に於て参加を志す者の概要、送達の爲の其住所、参加を望む訴訟手續の指示及び参加を正當とする事由の略述を含有することを要す

辯論前に於ては民事擔當人の任意参加の申立は書面を以て之を正式豫審の進行中に在る院又は地方裁判所の書記課に提出することを要す、略式豫審の訴訟手續中及び治安判事の手續中は申立は之を裁判を管轄する裁判所の書記課に提出す

辯論中に於ては申立は調書に合一する爲の別個の書類を以て法廷に立會ふ書記之を收受す

第一一四條

(民事擔當人の辯護人)

其前に豫審又は公判の進行中なる豫審裁判官、治安判事又は院又は地方裁判所の長は其要求を爲したる無償救護を承認せられたる民事擔當人の爲に一辯護人を選任す

無償救護は之を信任辯護人を有する民事擔當人に授與することを得ず而して若し既に授與したりしときは之を取消することを要す

第一一五條

(民事當事者組成取消の民事擔當人に對する效力)

民事擔當人の召喚又は参加は若し第一〇一條及び第一〇二條の規範に依り民事當事者組成の取消あるときは其效力を有せず

第一一六條

(民事擔當人の除外)

民事擔當人として召喚せられし者は自己又は召喚を請求せざりし檢察官若しくは被告人の申請に因り之を事件外に置くことを得

民事擔當人として任意参加したる者は檢察官、民事當事者又は被告人の申請に因り之を事件外に置くことを得

第一一七條

(正式豫審中提出する民事擔當人除外の申請)

正式豫審中前條に示す申請は民事擔當人の召喚又は参加を申請者に送達したる日より三日の期間に於て之を提出す、申請は理由を附することを要し且書面を以て其前に豫審の進行中なる司法廳の書記課に之を提出す

右の行爲は提出の日より三日の期間内に申請者の注意に依り之を召喚又は参加を發議したる者に送達することを要す、發議者は之に續く同様の期間内に其解説を提出することを得

前述の期間は失權の制裁に於て之を設定す
裁判官は遲滯無く命令を以て斷定す但斷定を豫審の他の時期に延引すべきものと做すときは此限に在らず

申請を提出したる時期に因り之に付ての斷定が豫審の終結を遲滯せしむ可きときは辯論に於て之を處分す

第一一八條

(正式豫審中民事擔當人承認又は除外の效力)

前二條に記載する申請は民事擔當人の召喚又は参加が正式豫審中に行はれたるときは辯論中之を提出することを得ず

若し正式豫審中召喚せられ又は参加したる民事擔當人事件外に置かれたるときは最早召喚又は参加を承認せず

第一一九條

(辯論中提出の民事擔當人除外の申請)

民事擔當人を事件より除外する爲の申請は其以前に召喚又は参加ありしときは辯論中に其開行手續の第一回を漸く終了するに至る迄之を提出することを得

辯論中に参加を生ずるときは申請は参加の申立後速に之を提出することを要す

裁判官は當事者の意見を聴き直に命令を以て處分す但斷定を延引すべきものと做すときは此限に在らず總ての場合に於て其斷定は最終の討議開始前之を言渡すことを要す

第一二〇條

(民事擔當人除外の裁判官の權限)

民事擔當人は第一審訴訟手續の總ての程度に於て辯論の最終討議開始前裁判官職權を以てしても

命令を以て之を事件外に置くことを得

第一二一條

(民事擔當人除外の斷定の效力)

民事擔當人を事件外に置く命令は嗣後之に對し民事裁判に於て訴權を行使するを妨ぐることなし但第二五條第二六條及び第二七條に規定する所に付ては此限に在らず

亦若し民事當事者の申請に因り民事擔當人事件外に置かれたるときは民事當事者は最早民事擔當人に對し同一の事實に基き民事訴權を行使することを得ず

第一二二條

(民事科料義務者の召喚又は参加)

民事上科料の義務有る者は檢察官の請求に基き刑罰第一九六條及び第一九七條の關係に於て之を豫審又は公判に召喚す治安判事は職權を以て其召喚を處分す民事擔當人の召喚に付て定めたる形式を遵守す

前述の者は亦第一一二條及び第一一三條に定むる形式を以て且其期間内に任意辯論に参加することを得

刑罰典第一九六條及び第一九七條の設定する條件競合せざるときは裁判官は第一二〇條に示す期間内職權を以てしても命令を以て民事科料義務者を訴訟手續より除外することを得

第一二三條

(民事擔當人及び民事科料義務者に被告人の權利擴張)

別段の規定存らざるときは民事擔當人及び民事科料義務者の豫審又は公判に召喚又は参加に續く行爲に於ては之に其民事上の利益防護の爲被告人に認めたる權利及び保障を歸屬せしむ

第四款 辯護人及び代訴人に就て

第一二四條

(豫審に於ける辯護人)

豫審中辯護人の立會又は代理を承認せらるるときは被告人は止た一辯護人に立會はれ又は代理せらるることを得

民事當事者民事科料義務者及び民事擔當人は各自豫審中止た一辯護人に立會はしむることを得又専ら特別の委任を以て同人に代理せしむることを得

第一二五條

(公判に於ける被告人の辯護人又は代理人)

公判中被告人は無效の制裁に於て辯護人に立會はるることを要す但し併科と雖も三千里レを超えざる科料を以て又は一月を超えざる拘留を以て罰す可き違警罪に關するときは此限に在らず

法律の單に罰金又は科料を以て罰する罪に因る公判中被告人は特別の委任を以て其辯護人に自己

を代理せしむることを得但裁判官は自身の出頭を命ずる權能を有す

被告人は公判中二人より多くの辯護人に立會はるることを得ず

第一二六條

(公判に於ける被告人と異なる私當事者の辯護人又は代理人)

民事當事者民事上科料義務者及び民事擔當人は各一名の代言人 || Avvocato 又は代理人を立會はしむることを得其等は特別の委任を以て自己を代理せしむる權能を有す

第一二七條

(辯護人の代人)

當事者の選任したる辯護人又は辯護人等は正當なる支障の場合に交代せしむる爲各自己の一代人を指定することを得代人は交代の必要の實現したる時に限り辯論に行動することを許可せらる

代人は地方の名簿に登録せられたる代訴人 || Procuratore の中より亦之を選抜することを得代人は通常辯護人が辯護を拋棄するときは其一切の義務を負ひ且書類研究の爲の期間の讓與を獲ること能はず

第一二八條

(被告人に辯護人の職權選任官選辯護人)

被告人辯護人に立會はれ又は代理せらるることを要し而も之を選任せず又は之を缺く儘なるとき

は第一三一條に規定する所を除く外場合に應じ豫審裁判官、檢察官、長又は治安判事職權を以て其選任を爲し且直に之を被選任辯護人に通知す此選任は被告人が信任辯護人に立會はれ又は代理せらるるや否や直に取消されたるものと了解せられ且又讓與せられたる無償救護の特典を取消さる

代理人及び代訴人は職權を以て選任せられたるときは被告人に其救護を供する義務を有す

職權辯護人は地方の名簿に登録せられたる被告人及び代訴人の中より之を選任す未成年者の辯護の爲には被告人又は代訴人の特別訴件目録を作成することを得選任は特殊の情狀が別異の處分を要求せざるときは其順位に依りて行はるることを要す

職權選任辯護人は正當なる事由に因り他の辯護人を以て交代することを得

辯護の立會を定めたる場合に於て或様式に自己の任務を缺く信任辯護人は次條の豫見する場合の外と雖も職權選任辯護人を以て之に交代せしむることを得

第一二九條

(被告人の辯護の拋棄)

辯護人は被告人を立會なく留め置き又無効の制裁に於て定めたる規定の侵犯せられたるとき判決の上訴を申立つる權利を除き辯護の權利を侵犯するに至る如き様式に依り自己の事務を拋棄すると並に法廷を遠ざかることを得ず而して其事は調書の中に保存せしむるものとす

第一三〇條

(辯護を拋棄する被告人の辯護人に對する制裁)

被告人の辯護人にして前條に設くる禁止を破る者は三月を降らず亦一年を超えざる期間其業務の施行を停止し又其外辯護の拋棄の故に因り國家及び當事者の支持したる訴訟費用の支拂に處罰す再犯の場合に於ては必ず停止を其最高限度に適用す又時事其書等發するを要する限の業務を停止及び費用の處罰は豫審裁判官、長又は治安判事より檢察官の意見を聽き命令を以て直に之を言渡す

此命令に對しては本案に付ても亦利害關係者及び檢察官の方面より上告を申立つることを承認す上告の申立は理由を添え失權の制裁に於て命令告知の日より三日の期間内に之を提出することを要す

第一三一條

(交代に付ての處分)

被告人の辯護人辯論に先ち第一二九條に設けたる禁止を破るときは豫審裁判官又は治安判事は辯護人無く殘る被告人に他の一人を選任することを勸告し若し被告人之を選任せず又は若し前辯護人職權を以て選任せられし者に係るときは職權を以て交代の處分を行ふ當事者より又は職權を以て選任したる辯護人若し辯護を引受けざるときは職權を以て代理人令に因る王國委員會長を選任す會長は自己の代に他の代理人に委任することを得

若し被告人の辯護人辯論中に所爲を犯し他の代言人又は代訴人を選任すること可能に非ざるとき長裁判長(は被告人の辯護の任務を治安裁判所副判事又は司法官試補に又は之を缺くに於ては裁判官に負擔せしむ辯護準備の爲には三日の最長期間を讓與することを得辯論は決して之より多時停止することを得ず亦辯護の拋棄の故に因り延期することを得ず)治安判事の前に於てする辯論中副判事又は司法官試補の隨意使用可能に非ざるときは治安判事側に於て檢察官の職務を執行することを許可せられたる者の一人に辯護を委任す其者は事務を拒否することを得ず

職權を以て選任せられ又は委任せられたる代言人又は代訴人にして正當の原因無く負擔を拒否する者は二月を降らず亦六月を超えざる期間其業務の施行を停止す前條後三項の規定を適用す

(其他の當事者の辯護拋棄)

民事當事者民事科料義務者及び民事擔當人の辯護の拋棄は如何なる場合に於ても訴訟手續の即時繼續を妨げず又公判を中止せず但豫審裁判官長又は治安判事其報告を爲すことを要する所の業務機構の方面の懲戒裁制を適用するは此外に在り

第一三三條 辯護人の除斥及び取消

除斥存在せざるときは共同の一辯護人に多數被告人の辯護を委任することを得辯護の除斥は其認識を得るや否や且總ての場合に於て訴訟手續の行爲を停止することなく交代を處分する爲相當なる時期に其利害關係を有する者之を摘發することを要す然らざれば嗣後抗辯の手段に依りても上訴の事由としても之を對抗することを得ず

被告人若し自己の信任辯護人を交代し又は之を交代することなく選任を取消したるときは豫審を取扱ふ裁判官又は檢察官に通知せざれば交代又は取消其效力を生ぜず辯論中交代又は取消は調書に挿入する申立の方法に依り之を生ず

第一三四條 信任の辯護人選任

法律が辯護人の選任を豫見し特殊の形式を要求することなきときは選任は利害關係の當事者の司法官憲に收受せられ又は之に提出したる訴訟手續の總ての書類に於て若くは訴訟中の司法廳の書記課又は祕書課(檢事局)に自身又は特別代訴人を介して爲したる申立を以て又は該書記課又は祕書課に宛てたる書留信書を以て之を爲すことを得

信任辯護人の選擇に付て助言を與ふること及び選任を受くることは司法警察又は公力軍隊等の官吏及び吏員に執り及び豫防並に刑の制度の行政に従屬する總ての者に執り重大なる規律違反を構成す但第八〇條に定むる所に關しては此限に在らず

第三三五條

正式豫審中訊問を終了したるときは裁判官は辯護人の拘禁被告人と評議するを許可することを得

第三七二條の規範に依る記録の寄託後又は召喚を治安判事より命令し又は檢察官より請求したる後は辯護人は許可の要無く其被告人と評議することを得

第三三六條

特別代訴人の方法に依り訴訟手續の或行爲を履行することに法律の許容するとき拘留の囑託又は

命令又は拘禁刑に處する判決若くは拘禁保安處分の適用に服する被告人又は不法に本國家の領域を出でたるに因り外國に在る被告人は此の如き權能を利用することを得ず

特別の委任狀は不受理の制裁に於て公文又は公證私書 (Scrittura privata autenticata) を以て交付することを要し又法律の特に請求する指示の外依頼したる所以の對象及び其關係する事實の特定を含有することを要す委任狀は記録に合一す

公行政廳に付ては委任狀は豫審又は公判の行はるる管區の行政廳長官の署名及び職印の押捺あるを以て足る 他人の利益の爲に完成したる書類は法律が特別の委任を請求する場合に之無くしては何等の訂正

を承認せず

第四章

訴訟行爲に就て

第一節

通則

第一三七條

(伊太利語の使用)

刑事訴訟手續の行爲は無効の制裁に於て一切伊太利語にて之を履行することを要す

伊太利語にて言表はすことを知る者は其申立又は供述を爲すに付き之を使用する義務を負ふ

伊太利語を知る者之にて言表はすことを拒絶し又之を知らざることを虚偽に證明するときは所爲

が一層重き罪を構成するときの重大なる刑を除く外五百乃至二千リールの料金を以て罰せらる

第一三八條

(取調及び訊問の口頭制)

取調べられ又は訊問せらるる者は口頭にて應答することを要す而して書したる申立を朗讀することとを之に准さず然りと雖も略式豫審を取扱ふ裁判官又は檢察官は其者の資格及び事實の性質を斟酌し調書に記入し以て覺書の補助の註釋を參考とするを許可することを得斯の如き許可は鑑定人及び専門商議員其要求を爲すときは總ての場合に於て之を與ふることを要す

第一三九條

(書類の署名)

書類又は證據物に署名を要するときは若し法律が別段に規定せざる限書類の末尾に署名す可き者の名と氏との自筆の書存るを以て足る

若し其者筆書すること能はず又は之を知らざるときは筆記の書類を提出せられ又は口頭の行爲を接受したる官吏は人の識別を確認し同書類の末尾に其旨を記註す

機械の方法を以て又は文字と異なる記號を用ひて附着したる署名は有効に非ず

第一四〇條

(書類の日附)

法律が書類の日附を必要とするときは書類を完了したる日月年及び場所を指示することを要す若

し明白に規定せざるときは時の指示は必要に非ず

書類の日附の指示が無効の制裁に於て之を必要とするときは止た其日附が同書類又は之と結合する書類の含有する要件の根據に依り的確に定むること能はざる場合に限り其無効を存す

第一四一條

(無記名文書の除去)

無記名の文書は之を訴訟手續の書類に合一することを得ず亦罪體を構成するか若くは其他總て被告人に由來するものを除く外訴訟上其何等の使用を爲すことを得ず

第一四二條

(宣誓)

宣誓を受くる官憲は之を爲す可き者に豫め行爲の倫理上の重要神の前に締結する宗教上の羈伴及び公判に於ける虚偽に付き犯人に對して設けたる刑を諭告す合議公判に於ては裁判長此諭告を行ふ宣誓を爲す可き者は之を受くる官憲の前に於て脱帽し起立す官憲例文を朗讀し而して宣誓は「我ハ之ヲ誓フ」Io Ginoの辭を述べ之を行ふ

宣誓は一度爲さば最早同一訴訟中之を再びす可きに非ず但其爲に之を爲したる(訴訟)行爲無効となれるときは此限に在らず此(無効)場合を除く外其者を嗣後の行爲に召喚するときは裁判官は單に之に先に爲したる宣誓を追懷せしめ而して之を調書に記載す

本條第一項の規定は無効の制裁に於て之を遵守す
法律の必要とせざる場合の宣誓の施行は無効の原因を爲さず

第一四三條

(瘖者啞者又は瘖啞者の訊問又は取調)

瘖者、啞者又は瘖啞者を訊問し、取調べ又は宣誓せしむる爲には、
瘖者には書面に依り諭告、質問、注意、*Obseruazioni*、及び宣誓の例文を提出し、而して其者は口頭を以て
其應答及び宣誓を爲し

啞者には口頭を以て諭告、質問、注意を爲し、而して其者は書面にて應答し、宣誓の例文は之を受くる官
憲朗讀し、次で其者に提出し、而して其者は其下に『我ハ之ヲ誓フ』の辭を書し、且署名す

瘖啞者には書面にて諭告、質問、注意を爲し、又宣誓例文を提出し、且應答し、又例文の下に『我ハ之ヲ誓
フ』の辭を書して宣誓し、且之に署名す

瘖者、啞者又は瘖啞者讀むこと又は書くことを知らざるときは之を取調ぶることを要する官憲は之
を取扱ふことに慣れたる者の中の優越なるを拔擢し、尙通譯に關する規定を遵守し、以て一人又は多數
の通譯を選任す

第一四四條

(司法官憲出頭義務者の強制同行及び其制裁)

規則正しく召喚又は選任せられたる證人、鑑定人、通譯又は押收に服したる物の監視者若し正當の支
障無く所定の場所、日及び時に出頭を爲さざるときは裁判官又は檢察官は公力の方法に依る同行を命
ずることを得、其外亦命令を以て之を料料金庫の利益に百乃至二千リールの金額及び出頭の缺如が原
因を與へたる費用の支拂に處罰することを得

第一四五條

(當事者の覺書及び申請書を提出する權能)

訴訟手續の總ての程度及び審級に於て當事者及び其辯護人は法律の別段に規定するを除く外之を
他の當事者に通知する義務無く書記課裁判所の又は秘書課檢察事局の)に寄託する方法に依り裁判所又
は檢察事局に覺書又は申請書を提出する權能を有す

第二節

裁判官の行爲及び處分に就て

第一四六條

(裁判官の強制權)

總ての裁判官は其職務の執行に於て公力の參加を請求することを得、又總て其取扱ふ行爲の安全且

整然たる遂行に必要な所を命ずることを得

第一四七條

(書記=Cancelliereの立會)

裁判官は若し法律の別段に規定せざるときは其取扱ふ總ての行爲に於て書記に立會はる

第一四八條

(裁判官の處分の形式)

裁判官の行爲が判決の形式命令の形式又は決定の形式を取る可き場合は法律之を規定す

判決は常に國王の名に於て之が言渡を爲すものとす

判決と命令とは若し法律が別段に規定せざるときは無効の制裁に於て其理由を附し決定は専ら明白に理由を附することを必要とせられたるときに限り無効の制裁に於て其理由を附するものとす

訴訟手續又は諸規則の通常の規定の執行に付ての處分は特別の形式を遵守することなく又別段の規定存らざれば口頭を以ても亦之を行ふ

第一四九條

(事物錯誤=error materialiの訂正)

法律の格別に豫見する場合の外判決命令又は決定の中に書類の無効を生ぜず且根本の變更を將來せざる脱漏又は錯誤を含有するときは其訂正は書類を完成したる裁判所の評定室に於て若し可能な

るときは之に利害を有する者を豫め召喚し職權を以てしても命令を以て之を處置す

調書の中に利害關係當事者の申立の記入を行ふ

書類の原本に訂正命令の註解を加ふ

訂正を處置する命令は専ら上告申立のみを准す

事物の脱漏又は錯誤を含有する處分に對し上訴を提起したるとき若し上訴不受理と宣告せらるるときは處分を發したる裁判所其訂正を處置す其他は上訴に付き斷定する管轄裁判所之を處分す

第一五〇條

(裁判官の處分に關係する當事者の意見=Conclusioni)

辯論に於て判決及び命令は若し法律が別段に規定せざるときは無効の制裁に於て檢察官及び私當事者の口頭の意見を先にす

第一五一條

(裁判官の處分の書記課寄託及び其關係送達)

辯論に次ぎて言渡す判決の原本は言渡の日より十五日以内に之を書記課に寄託す
評定室に於て訴訟手續に次ぎて發したる處分の原本は討議の日より五日内に之を書記課に寄託す

本條第一項及び第二項の豫見する場合に於て若し上訴を准す處分に關するときは寄託に到達したるものの告知を檢察官に通知し又上訴權の屬する私當事者に送達す此告知は第一項に掲ぐる處分に

關するときは無効の制裁に於て判決主文の指示を含有することを要す

第一五二條

(非可罰の特定原因即時宣告の義務)

訴訟手續の總ての程度及び審級に於て裁判官事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしこと又は法律の之を罪として豫見せざること又は罪の消滅せしこと又は公訴の提起又は續行す可らざることを識るときは職權を以て判決に依り之を宣告することを要す

罪の消滅の一原因發生するときと雖も既に事實の存在せざること又は被告人の之を犯さざりしこと又は事實が法律に依り罪として豫見せざらざることを明白と爲す證據存在するときは裁判官は所定の法式を以て無罪放免と爲し有利に言渡を行ふ

第一五三條

(評定室に於ける裁判官の討議)

裁判官は法律の別段に規定するを除く外評定室に於て檢察官及び書記の出席無く又私當事者及び辯護人の參加無く討議す

院及び地方裁判所に於ては討議に先ち豫め長の指定したる組織員の一名より報告を行ふ
重罪法院管轄の評定室に於ける處分は閉鎖したるときは控訴院之を討議す

第一五四條

(訴訟規範遵守の義務)

司法官書記裁判所附屬吏 Officiali giudiziari 警察の官吏及び吏員は其不遵守が無効又は其他の特別制裁を將來せざるときと雖も本法典に設定する規範を遵守する義務を負ふ

控訴院長は地方裁判所及び院控訴院及重罪法院の裁判官書記及び裁判所附屬吏が嚴格に法律の規定を維持することの爲自己の答責の下に之を監視す地方裁判所長は其監視に服する司法官及び吏員に對し同様に之を行ふ
檢察長及び地方裁判所檢察事は同一の目的の爲檢事局の司法官及び治安判事の上に監視を施行し同官憲及び治安判事は書記課及び祕書課の吏員裁判所附屬吏及び司法警察の官吏及び吏員の上に右の如き監督を施行す

第三節

調書 = Processi verbali に就て

第一五五條

(調書の概念)

調書は其履行したる動作又は接受したる申立に信を置かしむる爲官吏又は之に立會ひたる他の官



吏の作成する書類なり

第一五六條

(通則)

調書を作成する必要があるとき裁判官は書記の立會を受く、検事局の法官は祕書又は司法警察官の立會を受く

第一五七條

(調書の内容及び形式)

調書は其開始及び終結の場所、年、月、日及び必要あるときは時、参加人の名、若し認識せば参加す可かりし者の出頭あらざりし原因、参加したる各自の取れる動作の指示及び因て獲たる結果の記載及び書類を作成する官吏の接受せる申立を含有す
調書には之に挿入する總ての申立に付き其自發に係るか又は要求に因りて爲したるかを指示することを要す、若し申立人口述したるときは其旨を記載す
調書は豫め朗讀し参加人毎葉の末尾に署名す、動作の繼續の他日に移るとき亦同じ
参加人の或者若し署名すること能はず又は之を欲せざるときは其旨を記載す

第一五八條

(調書の蓋然價值)

調書は官吏が其作りたること又は其面前に到達したることを證言する範圍に於て虚偽の不服ある迄信を置かる但證言したる作成又は其口頭を接受したる申立に付ての裁判官方面の自由なる評價を妨ぐることをなし

第一五九條

(證人として訴訟行爲に参加するの無能力)

左の者は證人として訴訟行爲に参加することを得ず
一、十四歳に満たざる者及び顯然精神病に罹り又は明白に亂醉状態に在る者、能力は若し反對の證據無きときは之ありと推定す

二、拘禁保安處分又は監視附自由に服する者

第一六〇條

(當事者の口頭申立)

法律が書面の形式を規定せざるときは當事者は自身又は特別代訴人を介し口頭の申立、申請又は解説を爲すことを得

拘禁被告人の關係に於て第八〇條に規定する所を除く外官吏にして申立、申請又は解説を接受する者は其調書を作成し特別委任に係る場合は調書に之を合一す
當事者若し之を請求するときは其費用に於て證明書を交付す

第一六一條

調書は法律の別段の規定を除く外日附の指示参加人の指定又は之を作成したる官吏の署名を缺くときは無効なり

調書は法律の別段の規定を除く外日附の指示参加人の指定又は之を作成したる官吏の署名を缺くときは無効なり

第四節

書類の更新公表及び謄本に就て

第一六二條

法律の特別に規則を定むる場合の外使用を爲す必要ある判決又は其他の訴訟書類の原本が何等かの原因に基き損壞紛失又は奪取せられ而して其再獲得の可能に非ざるときは公正謄本が原本の價値を有し而して之を原本の存在すべき個所に存置す
斯の如き目的に於て院原文單數悉く控訴院又は地方裁判所の長又は治安判事は職權を以て又は檢察官又は利害關係私當事者の請求に因り決定を以て謄本を所持する者に之を書記課に交付することを命ず但其者は無償に他の公正謄本を有するの權利を存す

第一六三條

書類の再制定

前條に示す様式に依り處分すること可能に非ざるときは檢察官及び私當事者は裁判官に缺陷書類の既存及び内容を確認する爲の證據を提出することを得裁判官は證據を採取し書類の果して又如何なる内容に於て再制定すべきかを命令を以て定む
若し缺陷書類の手控 Minuta 存するときは缺陷原本に署名したる治安判事長又は之を缺くに於ては裁判官の或者其原本の前述手控に一致せしことを認定するに於ては職權を以てしても其手控の内容に従ひ原本を再制定す

前示様式の一に依り缺陷書類の再制定を處分する能はざるときは裁判官は若し可能且必要るときは様式を定め更新を特定す必要なるときは其外如何なる他の文書を以て缺陷したるものに更新すべきかを定む

第一六四條

特定書類の公表禁止

何人の如何なる様式に於てするを分たず又縦令節略に依り又は通知の體裁を以てすと雖も左の事由に關係ある或證據物及び筆記又は口述の一切の書類の内容の印刷の方法に依り又は其他の流布の方法に依る公表を禁止す

一、證據物又は書類の朗讀が公開辯論に於て與へらるる迄正式又は略式の豫審に關するもの
 二、其再開の不可能と成る迄免訴を言渡したる判決を以て終結したる豫審に關するもの
 三、若し辯論が非公開に行はれたるときは國家の文庫に付ての規範の定むる期限に至る迄豫審又は公判に關するもの

第二號及び第三號の場合に於て第四二五條の正文に依り非公開の辯論の結果言渡したる判決に關せざるときは其判決及び命令に付ては例外とす

第一六五條

(謄本、抄本又は證明書の交付)

訴訟手續中及び其終局後其利害を有する各人は各書類の謄本、抄本又は證明書を求むることを得、費用は請求者の負擔とす

交付は豫審裁判官、豫審を取扱ふ治安判事又は檢察官、又免訴を宣告する判決を以て豫審閉鎖したる後は豫審裁判官又は治安判事之を許諾することを得、公判中又は其終局後は院又は地方裁判所の長又は治安判事交付を許諾することを得

前述の交付は前條に設くる公表の禁止を消滅せしめず
 若し押收したる書類に關するときは第三四三條の規定に従ふ

第五節

送達 || Notificazione に就て

第一六六條

(送達の機關及び形式)

書類の送達は別段に規定したるを除く外裁判官又は檢察官の命令に依り又は私當事者裁判所附屬吏又は之が職務を執行する者の請求に依り之を執行す

書類を裁判所附屬吏に送付し裁判所附屬吏は送達せらるべき者と同數の謄本を直に作成することを要す

法律の例外とする場合を除く外書類は全部之を送達することを要す

訴訟手續の總ての程度及び審級に於て利害關係者の面前に於て裁判官の口頭を以て之に與へたる告知は送達に代用し調書に其旨を記入す

第一六七條

(送達の様式)

檢察官への送達は事務所に於ける書類の謄本を地方裁判所檢事又は檢事長の祕書に交付するの方

法に依り之を施行す、裁判官の行爲又は處分の檢察官への通知は書記の注意に依り同様の様式に依り之を執行す、書記は書類の原本に執行したる交付及び其行はれたる日附の註解を加ふ

民事當事者への送達は當事者組成の申立中に示したる住居に之を執行す

召喚せられたる民事擔當人への最初の送達は非拘禁被告人への最初の送達に付き定めたる形式に依り之を執行す、若し自己の権利の自由行使を有せざる者、法人又は公行政廳に關するときは民事訴訟法に於て設定したる形式に依り送達を執行す

民事擔當人は召喚状の送達後又は任意参加の申立の中に管轄司法廳書記より書類の接受を爲す場所に於ける自己の住居を届出で又は選定することを要す、此届出又は選定を缺くに於ては送達は書記課に寄託する方法に依り之を執行す

民事科料義務者への送達は民事擔當人に付き設定したる形式を以て之を執行す

第一六八條

(拘禁被告人への送達)

拘禁被告人への送達は本人に謄本を交付する方法に依り裁判所附屬吏之を執行す

此規定は被告人が送達を執行せらるべき訴訟手續とは異なる原因に基きて拘禁せられ又は保安處分の爲の營造物に收容せられたる際の書類に付き亦之を適用す

第一六九條

(非拘禁被告人への最初の送達)

前條の豫見する場合の外送達の爲の住居仍ほ未だ第一七一條の規範に依り指定せられず且謄本を被告人自身に交付すること可能に非ざるときは最初の送達は該被告人居住の家又は其平素職業上の活動を實行する場所に於て縦令一時にても之と同居する者又は其存らざるときは門番又は其代を爲す者へ交付する方法に依り之を執行す

前示の場所知れざるときは被告人の一時居住し又は立戻りたる場所に於て前述の者へ交付する方法に依り之を執行す

謄本は如何なる場合に於ても十四歳に満たざる者又は明瞭に精神病に罹れる者又は著しき亂醉の状態に在る者又は罪の害を被りたる者に之を交付することを得ず

第一七〇條

(發見不能の被告人への送達)

若し前條に示したる者の缺陷又は不適任に因り又は被告人の行衛一切知れざるに因り同條に設くる様式に依り送達を執行すること可能に非ざるときは裁判所附屬吏は其前に訴訟手續の進行中に在る裁判官に又送達が檢察官よりの請求に係るときは檢察官に之を報告す

裁判官又は檢察官は新なる搜索を處分する場合に非ざるときは決定を發し之を以て訴訟の行はるる地に先に存在せざりし被告人の爲の一辯護人を選任し今迄爲すを得ざりし送達及び嗣後訴訟手續

の全繼續中必要を生ずべき送達は訴訟の行はるる司法廳の書記課(裁判所附)又は秘書課(検事局附)に寄託する。方法に依り之を執行することを命ず、一切の寄託は辯護人に遅滞無く其告知を與ふことを要す

此様式に依り執行したる送達は總ての效力に對し有效なり但若し法律が別段に規定せざる時は送達は辯護人に被告人自身又は特別代訴人に依り履行す可き行爲に付き被告人に代位する權利を授與せず、其他の總ての行爲に付ては辯護人被告人を代理す

第一七一條

(被告人への送達の爲届出で又は選定したる住居)

裁判官又は檢察官は被告人の参加を以て履行したる最初の行爲に於て若し其者拘禁せられず亦保安處分の爲の營造物に收容せられざるときは之に送達の爲の自己の住居を届出で又は選定すること勸告す、指示せられたる住居は調書に之を記入す、被告人若し此届出又は選定を爲さず又は指示不十分又は不適當なるときは送達は第一七〇條第二項の規範に依り訴訟を行ふ司法官の書記課又は秘書課へ寄託する方法に依り之を執行す
確定無罪放免と異なる原因に基き釋放せらるべき拘禁被告人又は保安處分の爲收容せられたる營造物より解放せらるべき被告人は釋放又は出場の行爲に於て本條第一項の豫見する住居の届出又は選定を爲すの義務を負ふ、此届出又は選定は長之を接受し第八〇條に示す帳簿に其記入を爲し釋放又は

出場の處分を爲したる司法官憲に直に其通知を與ふ、被告人若し前述の届出又は選定を爲さず若くは其指示不十分又は不適當なるときは送達は前條第二項の規範に依り之を執行す
住居の變更は總て調書に採取する届出を以て前記司法官の書記課又は秘書課に説明を遂致することを要す、然らざるときは書類より由來する住居への送達有效なり

第一七二條

(被告人への送達の爲の法定住居の期間)

前二條の規範に依り爲したる法定住居の特定は訴訟手續の總ての程度及び審級に付き有效なり但第五三二條第一項に規定する所は此限に在らず

第一七三條

(潜伏逃走又は執物の被告人への送達)

潜伏又は逃走し若くは正當の支障無く訊問に出頭せざりし被告人への送達は第一七九條第二項の正文に依り書記課又は秘書課に寄託する方法に依り之を執行す、裁判官又は檢察官は之を有せざる被告人の爲一辯護人を選任す

第一七四條

(兵役中の被告人への送達)

被告人現役の軍人又は之と同視する者なるときは送達は其役務の故に因り現在する場所に於て本

人に交付する方法に依り又は本人への交付可能に非ざるときは謄本を所屬司令部事務課に交付する方法に依り之を行ふ

軍人若し拘禁せられ若くは潜伏又は逃走し又は正當の支障無く訊問に出頭せざりしときは同様の條件に在る非軍人被告人に付き定めたる様式に依り之を執行す

第一七五條

(其他の者への送達)

前數條に示す所と異なる者への送達は本人への交付の可能に非ざるときは總て第一六九條の規範に従ひ之を執行す、此様式に依りても若し送達可能に非ざるときは司法事務課は(市町村の)長をして人の行衛の知れざること若くは其場合なるときは其死亡したること又は王國に在らざることを確認する證明書を交付せしむ

第一七六條

(送達の報告)

總ての送達に付き裁判所附屬吏又は其職務を執行する者は請求者に還付する書類及び送達する各謄本の末尾に所施の捜査謄本を交付したる者の概要及び交付の日附を示す報告を記載す、報告は送達を執行したる官吏之に署名す

報告は虚偽の不服あるに非ざれば送達を執行したる官吏が其爲したること又は其面前に到來した

ることを證明する所に付き信を爲すものとす

交付したる謄本に記載したる報告と還付したる書類に含有する所との間に矛盾存るときは各利害關係者に對しては之に送達したる謄本中に含有する證明其信を爲すものとす

若し法律別段に規定せざるときは送達は各利害關係者に對し其執行の日より效力を生ず

裁判官又は檢察官より送達を命じたるときは還付したる書類發見不可能なりとの報告、長吏の證明書及び其他の證據物は之を訴訟手續の記録に合一す

第一七七條

(送達の原則の領域範圍)

特別の規定を缺くに於ては王國內の送達に付き設くる原則は植民地内又は本國家の主權に服する他の場所内及び伊太利の裁判權を行使する外國領域内に執行する必要がある送達に付き亦之を遵守す

第一七八條

(郵便の方法を以てする送達)

送達は之に關する特別の規範の設くる様式に依り郵便局の方法を以て亦之を執行することを得、送達は最初封筒を差向けたる所と異なる郵便局の方法を以て施行したるものも亦有效なり

郵便局名宛人發見不能に因り封筒を還付するときは司法事務課は通常の様式に依り送達を處分す

第一七九條

(送達の無効)

送達は若し法律が抄本に依る送達を許可する場合を除く外書類の不完全に送達せられたりしとき、若し送達したる報告の中に之を執行したる者の署名を缺くとき、若し謄本を交付すべき者に關する規定に違反したるとき、若し送達の日附に付き若くは請求者又は名宛人に付き絶対の不確實存するとき及び第一七〇條第二項の豫見する場合に於て若し辯護人に寄託處分の告知を與へざりしときは無効なり

第六節

期間 II Termini に就て

第一八〇條

(通則)

訴訟の期間は時、日、月及び年に依り之を定む
日、月及び年に依りての期間は普通の曆に従て之を算す
日に依り定めたる期間祭日に當るときは祭典に非ざる次の日に權利を延長す

期間の満了には其經過を開始したる時又は日を算入せず、期間の最終の時又は最終の日は若し法律が別段に規定せざるときは之を期間に算入す

單に期間の最終の時刻のみを豫定したるときは期間に付き定めたる時間は單位は全部且自由に之を算定す

第一八一條

(期間の特別満了)

司法事務課に申立を爲し、證據物を寄託し又は其他の行爲を履行するに付ての期間は規則に従ひ事務課の公衆に閉鎖せらるる時刻に満了するものと看做す

第一八二條

(失權の制裁に於て定めたる期間・期間の短縮)

失權の制裁に於て定めたる期間は法律の例外とする場合を除く外之を延長することを得ず
其利益に期間を定められたる當事者は訴訟中の裁判所の書記課又は検事局の祕書課の接受する申立を以て其短縮を請求し又は之に同意することを得

第一八三條

(出頭期間の延長)

記録より生じ又は第一七一條の規範に示す其現在地が訴訟中の裁判所又は検事局の所在の市町村

の外なる被告人に付ては出頭の爲の期間を旅程に必要な日數延長す、延長は一日に付き鐵道方法の使用可能なるときは距離總二百軒より又其他の場合に於ては總三十軒より少きことを得ず、前述の市町村外に於て拘禁又は收容せられたる被告人に付き同様の延長を生ず
外國に現在する被告人に付ては司法官期間の延長を定む
若し司法官憲が出頭の命令又は勸誘を發する他の總ての者の出頭に付き定めたる期間に關するときは同一の規定を適用す

第七節

無効に就て

第一八四條

(通則)

訴訟行爲に付き定めたる形式の不遵守は専ら法律の明白に之を脅示したる場合に於てのみ無効の原因たり

第一八五條

(一般手續の無効)

左の事項に關する規定の不遵守は常に無効の制裁に於て定められたりと識る可し

- 一、司法順位法の設けたる裁判官の任命及び其他の能力の條件及び裁判合議團を構成するに必要な裁判官の員數
- 二、公訴權の行使に於ける檢察官の發議、訴訟手續及び法律が義務と宣言する總ての行爲に於ける其參加
- 三、法律の設くる場合及び形式に於ける被告人の參加、立會及び代理

第一八六條

(印紙税に關する規範の不遵守)

特定の書類に法律の印紙税を課するとき印紙の缺如又は不足は之を不受理と爲し又は其完成を妨ぐ、然れども書類若し受理又は完成せられたるときは右の缺如又は不足は其提出せられたる刑事訴訟手續及び私訴に關する無効を生ぜず

第一八七條

(一般の快復)

裁判官にして無効の原因を解除せんとする者は若し可能なるときは直に之を淘汰する處分を行ふ、若し可能に非ざるときは無効を宣告する命令を言渡し第一八九條に示す處分を與ふ、但第五二二條第一項に規定する所に付ては此限に在らず

檢察官及び其他の當事者は原因を與へ又は與ふることに共同し又は其保持に利害を有せざる處置に關する無効を對抗することを得ず

若し行爲の不規則なるに拘らず總ての利害關係者に等しく其目的を達したるときは行爲の無効は之を快復す、利害關係者若し暗黙にても行爲の效力を承諾したるときは無効は亦快復す

第一八八條

(召喚の無効の快復)

召喚の請求又は決定及び其送達は無効は利害關係當事者の出頭する事實に因り之を快復す其出頭は専ら不規則を解除せしむる意思のみに因り決定したることを宣言するとき亦同じ、但裁判官若し不規則が辯論に於ける被告人の辯護權を妨ぐ可きものと認むるときは第四三一條又は第四三二條の正文に依り其辯論を停止又は延期す

第一八九條

(無効宣告の效力)

一の行爲の無効は其宣告せられたるときは之に續く附屬のものを無効とす、送達の無効は召喚の決定を無効とす

一の行爲の無効を宣告するに當り裁判官は職權を以てしても無効が若しや無効とする行爲と牽連する以前又は同時の特定の行爲に相通するかを定む

無効を宣告する裁判官は必要且可能なるときは其無効の原因を其職務執行中の故意又は重過失に因る司法の書記、祕書又は附屬吏の或者に歸責す可きときは同じく其者等の費用に依り執行を行ふ可く處分し以て行爲の更新又は訂正を命ず

第八節

上訴 II Impugnazione に就て

第一九〇條

(通則)

法律は裁判官の處分の上訴を准す場合を設定し且上訴に用ふることを得る方法を特定す、法律の明白に特定方法に依り上訴を准すことを宣示せざる處分は上訴不能なり、上訴可能の處分と牽連するもの亦同じ

上訴の權利は止た法律の明白に之を授與する者のみに屬す、法律若し異なる當事者を區別せざるときは此權利は其各人に屬す

上訴の方法を提起するに付ては總ての場合に於て之に利害關係を有することを必要とす、本條の規定は特別又は附帶の訴訟手續に於ける裁判所の與ふる處分に亦之を適用す

第一九二條

(檢察官の上訴)

地方裁判所檢察事及び控訴院側檢察長は法律の設定する場合に於て訴訟手続中檢察官代表の爲す所の上訴を提起することを得其外下級檢察官の不服若くは其承服に拘らず上訴を提起することを得

第一九三條

(被告人及び辯護人の上訴)

被告人は自身に又は特別代訴人を介して上訴を提起することを得

上訴は訴訟手続中被告人に立會ひ又は之を代理したる代言人又は代訴人亦之を提起することを得

第一九四條

(辯護人の提起したる上訴と反對の被告人の申立・兩申立の競合)

前條第二項に示す場合に於て被告人は死刑に處したる判決の上訴に係るを除く外自己の反對の申立を以て自己の爲に辯護人の提起したる上訴の效力を解除することを得申立は第二〇六條末項に示す様式に依り之を行ふ此申立の有効に付き若し未成年者又は其他の無能力者に關するときは之に親權又は後見の權威を行使する者の意思の競合を必要とす

若し被告人も亦辯護人も提起し兩行爲の間に矛盾存るときは總ての效力に對し専ら被告人の提起したる上訴のみを斟酌す其他の場合に於て上訴の正則なることは理由の關係に於ても仍ほ他の不規則を快復す

則を快復す

第一九五條

(民事擔當人及び民事科料義務者の上訴)

民事擔當人及び民事科料義務者は其處罰を言渡す判決の項目に對し亦被告人の答責を宣告する判決に對する外同じく其答責を判決に保持せられたるときは常に被告人が上訴に同意する場合に於て之を提起することを得
前述の者は被告人の不行爲上訴を欲せざる其申立又は上訴の拋棄若くは處分の抗爭不能と異なる原因に基く其不受理に拘らず自己に屬する上訴を提起することを得

(民事擔當人の上訴)

民事擔當人は若し檢察官の上訴可能の判決に關するときは被告人の處刑せられたるときは自己の民事利益に關する判決の處分に對し及び被告人の無罪放免せられたりしときの自己の負擔に言渡されたる費用及び損害賠償の所罰に對し上訴を提起することを得

第一九六條

(民事利害關係者の爲にする檢察官の上訴)

檢察官は被告人の處刑の場合に於て第一〇五條の規範に依り提起したる申請に關する判決の項目

に對し上訴を提起することを得

第一九七條

(上訴申立の形式)

上訴は不受理の制裁に於て上訴する處分、處分の日附、之を爲したる裁判官及び其關係する訴訟手續を指示すべき申立を以て之を提起す

第一九八條

(申立の接受)

法律の明白に例外とする場合を除く外上訴の申立は上訴する處分を爲したる裁判所の書記課之を接受す

檢察官は前述の書記課に送付すべき書面又は電信を以てする申立を以て上訴を提起することを得、書記は之に接受したる日の指示及び自己の署名を記入したる後之を訴訟手續の記録に合一す、私當事者は處分の送達に付ての權利を有するときは送達到來後若し其所在地と處分を發したる地と異るときは其所在地の治安判事の書記の前へにても、若くは外國に在る王國領事館員の前へ本節に設くる形式及び期間に依り提起を爲すことを得、書類を接受したる官吏は直に之を上訴する處分を爲したる裁判官の書記に移送す

第一九九條

(上訴の期間)

上訴提起に付ての期間は上訴すべき處分を發したる日より起算し三日とす

評定室に於て發したる處分に付ては前述の期間は第一五一條第三項に記載したる通知又は送達の日より起算す

第五〇〇條に示す判決に付ては被告人に付ての期間は送達の日より起算す

期間は治安判事の法廷に於て發したる處分に對する地方裁判所檢察の上訴に付ては二十日又其管區の控訴院の管區と異なる或裁判所の法廷に於て發したる處分に對する檢察長の上訴に付ては三十日とす、此期間は處分の言渡より起算す

前述の期間は失權の制裁に於て之を設く

第二〇〇條

(公判中に發したる命令の上訴)

別異に定められざるとき公判準備行爲の際若くは辯論の間に發したる命令に對し法律の許可する場合に於ける上訴は止た判決に對する上訴を以てのみ之を提起することを得而して辯論中發したる命令に關しては調書中に其明白なる保持を爲し該命令の公表後直に之を行ふものとす

上訴の申立を以てするときは不受理の制裁に於て判決をも亦命令をも上訴することを要す但若し判決が命令と牽聯する理由のみに因り其判決を上訴するときは亦其上訴を受理す

判決の抗争不能は命令の抗争を不能とす
命令の上訴は判決に對して提起したる上訴と共に之を審理す但法律の別段に規定する場合は此限に在らず

第二〇一條

上訴の理由は申立と同一の書類の中に之を記述することを得然らざれば第一五一條第三項の豫見する通知又は送達を執行したる日より起算する二十日の期間内に上訴提起者又は辯護人の署名したる書類を以て書面に依り之を提起することを要す辯護人は同一期間中書記課に於て書類及び證據物を取調べ且同所に於て其模造を抽出することを得

上訴の總ての場合に於て理由は不受理の制裁に於て明細に之を顯示することを要す
右は前示の期間内に上訴する處分を發したる裁判所の書記課へ逐次多數の書類を以てしても亦之を提起することを得

本條に示す期間は失權の制裁に於て之を設く

第二〇二條

専ら民事利害關係のみに因る上訴(上訴の理由)の期間中書記課に於て書類及び證據物を提出し得ることを得
法律の別様に規定するを除く外裁判官の處分は該處分の刑事規定に依り同意したる上訴の方法の

みを以て専ら民事利害關係のみに因る其上訴を爲すことを得

専ら民事利害關係のみに因り判決又は其他の處分を上訴する者は失權の制裁に於て三日内に總ての當事者に申立を送達せしむることを要す

上訴に付ての公判は刑事公判の通常形式を以て提議處理及び斷定す但上訴を提起する私當事者の行爲は國庫の効果に於ては總て之を民事司法行爲と看做す

専ら民事利害關係のみに因る上訴は裁判官の審理を單に民事答責及び費用のみに限定し而して上訴する處分の刑事規定之に由來する附加刑及び保安處分の執行を停止せず

第二〇三條

(上訴の擴張效力)

多數人の同一罪に共同したる場合に於て其中の一人の提起したる上訴の申立及び單に一身上のみに非ずして其採用したる理由は亦他の總ての者を利す

異なる數罪に付き訴訟手續を合一したる場合に於て理由が訴訟法の違反に關し且單に一身上のものに非ざるときに限り一被告人の提起したる上訴は他の總ての被告人を利す

民事擔當人又は民事科料義務者の爲したる申立及び採用したる理由は其申立及び其理由を以て事實の存在せしこと又は被告人の之を犯したること又は事實が罪を構成したることを抗争し又は罪の消滅したること又は訴を提起又は續行す可らざることを支持するときは亦被告人を利す

第二〇四條

(擴張效力の終熄)

上訴若し不受理なるとき又は第二〇六條の規範に依り其中止を爲すときは前條に示す總ての者に關する效力を終熄す

第二〇五條

(上訴の停止效力)

處分を上訴するに付ての期間中及び上訴に付ての公判中は法律の別様に規定するを除く外執行を停止す

第二〇六條

(上訴の中止)

檢察官は提起したる上訴を中止することを得、私當事者の提起したる上訴は特別代訴人を介しても同じく之を中止することを得

上級検事局の官吏は下級検事局の代表者の提起したる上訴を中止することを得、若し當事者若しくは上訴する處分を發したる裁判所の書記若しくは上訴に付き裁判すべき裁判所の書記の接受する申立を以て之を爲す、中止は亦訴訟の報告を提起するに先ち調書に記入する申立を以ても之を爲すことを得

第二〇七條

(原裁判所より言渡す上訴不受理の宣告)

上訴を其權利を有せざる者より又は其上訴を准さざる處分に對して提起したるとき又は申立及び理由所定の形式時期及び地に依り提起せず又は失權の制裁に於て設けたる送達を執行せず又は上訴の中止ありたるときは上訴する處分を發したる裁判所は評定室に於て上訴不受理を宣告し且執行を命ずる命令を言渡す、命令は抄本に依り之を上訴提起者に送達す而して上告を准す

第二〇八條

(上訴に照應する書類の移送)

前條の豫見する場合を除く外上訴する處分を發したる裁判所の書記は所定の手續を一切完了するに付ての期間を経て遲滯なく上訴を審理すべき裁判所の書記課へ訴訟手續の一切の書類、上訴する處分の謄本及び上訴の申立を其提出したる理由、證據物及び覺書と共に移送す

第二〇九條

(該管裁判所より言渡す上訴不受理の宣告)

第二〇七條に示す場合の一到來し而して未だ上訴する處分を發したる裁判所之を處分せざるとき若しくは上訴を其利害關係を有せざる者より提起したることを歸結するとき及び其他法律の明白に豫

見する總ての場合に於て上訴に付ての裁判所は評定室に於て上訴不受理を宣告する命令を言渡し、上訴したる處分の執行を命じ且上訴を提起したる私當事者を費用支拂に處罰す

第二一〇條

命令は抄本に依り之を上訴提起者に送達す而して上告を准す
（監獄に監置せざる潛伏者又は逃走者の提起する上訴の不受理）
潛伏又は逃走したる被告人又は其辯護人より仍ほ一年を降らざる量に於て償却すべき拘禁刑に處する判決に對し提起する上訴は若し被告人其上訴に付ての公判に定めたる日に先ち監獄に監置せられざるときは之を不受理と宣告す

第二一一條

（裁判權の諸審級を守る義務）
法律の明白に例外とする場合を除く外上訴の審級にては無効の制裁に於て前審級に審判せられざりし罪に付き審判することを得
（保安處分を命ずる判決の上訴）
處刑又は無罪放免の判決に對して上訴を爲せば若し其上訴を専ら民事の利害のみに關するに非ざる其他の判決の一項に付き提起したるときは保安處分の判決に付て亦之を爲したるものと做す其他

の場合に於ては利害關係者は第六四〇條の規範に依り上訴を提起することを得

第二一二條

（上訴の裁判に於て刑事效力に因る費用の割當）

上訴を棄却又は不受理と宣告する判決を以て之を提起したる被告人を訴訟手續の費用支拂に處罰す

上訴の擴張效力の結果裁判に参加したる共同被告人は上訴を提起したる被告人と連帶し費用に處罰せらる

上訴の裁判に於て刑事處刑を受くる被告人は前裁判の費用に亦之を處罰す前裁判無罪放免なりしとき亦同じ

第二一四條

（上訴の裁判に於て民事效力に因る費用の割當）

専ら民事の利害のみに因る上訴の裁判に於ては敗訴したる當事者に對し費用の處罰を言渡す

第九節

虚偽に付ての附帶訴訟 Incidenti に就て

第二一五條

(虚偽に付ての附帶訴訟提起權)

檢察官は訴訟手續の如何なる程度及び審級に於ても訴訟の書類又は證據物の虚偽に付き抗爭することを得、同様の權能私當事者に屬し自身又は特別代訴人を介し之を行使することを得

第二一六條

(虚偽に付ての抗爭申立)

虚偽に付ての抗爭は不受理の制裁に於て書面を以て之を提起し且左の事項を含有することを要す

- 一、 必要なるときは抗爭に付する其部分の特定と共に對象と成る書類又は證據物の指示
- 二、 事實情狀及び證據の指示と共に虚偽なるを支持するに至れる理由

豫審中虚偽に付ての附帶訴訟は書記課又は祕書課に提出する申立を以て訴訟中の司法官の前に之を提起す

訴訟手續の他の程度に於ては附帶訴訟は書記課若くは法廷に立會ふ書記に提出する申立を以て公判の手續を爲す可き又は爲す所の裁判官の前に之を提起す

第二一七條

(虚偽に付ての抗爭に照應する處分)

虚偽に付ての附帶訴訟の提起ありて略式豫審の手續を爲す檢察官若し該附帶訴訟の審理を経ることなくしては豫審を繼續すること能はずと認むるときは正式豫審の請求と共に書類を豫審裁判官に移送す

其前に附帶訴訟を提起せられたる裁判官若し抗爭其根據の外觀を有すと認むるときは必要なるときは豫審を停止し又は公判を延期す然らざれば必要なるときは抗爭に係る書類又は證據物をも亦之を斟酌し豫審又は公判の嗣後の行爲の手續を行ふ斷定は命令を以て之を言渡す

右裁判官は虚偽に付ての附帶訴訟を提起せらるるや否や抗爭する書類及び證據物の識別及び管理を確實にすることを要す

裁判官若し停止又は延期を命令するときは書類及び證據物は抗爭の申立及び之に關する其他のものと共に書記の注意に依り直に之を虚偽に付き公訴を提起す可き管轄檢事局に移送す

裁判官停止又は延期を命令せざるときは免訴且最早抗爭を准さざることとを宣告する判決を以て豫審を終結したる後又は確定と爲れる判決を以て公判を終了したる後移送の處分を行ふ

第二一八條

(虚偽に付ての不用意抗爭に對する制裁)

虚偽の存在せざることを宣告する判決を以て附帶訴訟を提起したる私當事者を停止又は延期の惹

起したる費用(支拂)科料金庫の利益に五百乃至五千リールの金額の支拂及び其權利を有する者に對し損害を賠償することに處罰することを得

起したる費用(支拂)科料金庫の利益に五百乃至五千リールの金額の支拂及び其權利を有する者に對し損害を賠償することに處罰することを得

第二編

豫審に就て

第一章

通則

第一節

豫審の準備行為に就て

第一款 司法警察の行為に就て

第二一九條

司法警察の職務

司法警察は自己の發議に依りても罪の情報を取り其嗣後の結果の到來を防止し證據を保全し犯人を搜索し及び刑法の適用に用ふるを得る其他のものを蒐集することを要す

第二二〇條

(司法警察の從屬)

司法警察の官吏及び吏員は控訴院側檢事長及び地方裁判所檢事の隸屬に於て又其指揮の下に自己の權限を行使し相互の順序に於て系統上の隸屬の内部關係を定むる規定を遵守す亦豫審裁判官及び治安判事の命令を執行することを要す

第二二一條

(司法警察の官吏又は吏員の資格)

特別法の規定を除く外左の者を司法警察官とす

- 一、警察令の此資格を認むる治安官吏(治安警察官)
 - 二、王國銃騎 || Reali carabinieri (憲兵及び治安吏の將校及び下士、看守吏員團の有位者 || Graduati、王國帑守備隊の將校及び下士、其役務を定むる規範に従ふ任意國民保安軍の將校及び下士)
 - 三、前述司法警察官の孰れもの存在せざる市町村の長 || Podestà
- 王國銃騎隊、治安吏、監守吏、國帑守備隊、其役務を定むる規範に従ふ任意國民保安軍、州及び市町村の守備隊を司法警察吏とす

其他特定の種類の罪を捜査及び確認することを負擔したる總ての者は法律又は規則に依り充當したる役務の限界内に於て且其の附與したる權限に従て司法警察の官吏及び吏員たり

第二二二條

(逮捕に關する行爲・罪體の保全)

司法警察の官吏及び吏員は第二三五條及び第二三六條の規範に於て其發議に依り現行の場合に於ける逮捕の手續を爲し又其他の場合に於ては第二三八條に規定する所を除く外管轄官憲の命令又は囑託に因り其手續を爲すものとす

前述の官吏及び吏員は罪體及び罪跡の保存せらるること及び物の狀態が司法官憲の其所に到達する前變化せざることに注意す、若し其前に前述の物又は痕跡の異變又は散亂することを虞る理由確立するときは可能なる限正式豫審に付ての規範を遵守し罪體の必要なる確認の手續を爲し且之を押收す

第二二三條

(司法警察の補助)

確認、人相圖、作圖又は撮影及び其他其職務に關係する總ての専門工作に於て司法警察官は直接に又は必要なるときは其請求に依り自己の執務を拒絕することを得ざる適當なる者を介しても亦其手續を爲すものとす、司法警察官と共同したる右の者等の履行したる行爲は工作調書の中へ接受し又は之

に添附す

必要あるときは司法警察官は之に宣誓を強ひることなく通譯を立會はしむることを得

第二二四條

(司法警察の捜査)

罪の現行の場合又は逃走の場合に於て司法警察官は被疑者又は逃走者が隠避すること又は押収に服す可き物又は消滅又は散亂し得る痕跡の存在することを支持する理由確立するときは如何なる場所に於ても亦夜間と雖も身體又は家宅の捜査の手續を爲すことを得此行爲に於ては可能なる限正式豫審の規範を遵守す

第二二五條

(略式證據調 = Informazioni)

司法警察官は現行の場合に於て且罪證を蒐集し又は痕跡を保存する急務存するときは可能なる限正式豫審の規範に依り逮捕者の略式訊問、宣誓を強ゆることなく證人調及び認知視察又は對質の手續を爲すことを得但法律の別段に定むることは此限に在らず

第二二六條

(封印信書の押収・通信に關する權能) 司法警察の官吏又は吏員は其事務の取扱中封印又は其他封緘したる信書を開披することを得ずし

て之を其儘管轄司法官憲に移送することを要す若し其中に其委任せられたる事務の發展の爲有益なる資料を包含することを支持する理由確立するときは直に最寄の司法官憲に上申することを要し司法官憲は便宜と認むるときは司法警察官に前述の信書を開披することを許可することを得

法律が郵便又は電信の局に於て手紙、同封手紙、小包、價格表記、電報又は其他の通信の押収を許容し且其手續を爲すことの急務なるときは司法警察官は司法官憲に直に其報告を爲し而して事務の擔任者に司法處分ある迄其通信を留置することを命ずることを得

司法警察官は其役務の目的に因り通話を移送、中斷又は阻止し、其認識を取り又は其他の通報を獲る爲亦公衆用電話の事務所又は設備に進入することを得

第二二七條 (司法官憲へ書類及び通知の移送)

司法警察官其工作を終らば作成したる書類及び押収したる物件を直に地方裁判所檢事又は治安判事に移送することを要す

尙其引續き到達したる一切の情報を管轄司法官憲に報告し又總ての時機に於て證據の保全に必要なる行爲を履行することを要す

第二二八條

(身體の自由保護に對する司法警察官の責務)

司法警察官にして或者が違法に身體の自由を奪はれたることの情報を有したる者は遅滞なく其場所に向ふことを要し而して若し拘禁の合法なる理由を表示せざるときは拘禁又は幽閉せられたる者を自由に置くことを要す

若し未成年者又は其他の無能力者に關するときは之を其親權又は後見を行ふ者に引渡し又は其他身體の安全なる保護の處分を爲し總ての場合に於て地方裁判所検事又は治安判事に之が報告を爲す

第二二九條

(司法警察の官吏又は吏員に對する懲戒制裁)

司法警察の官吏又は吏員にして特別の制裁を設けざる法律の規定を侵犯し或は司法官憲の命令の執行を拒絶又は遅延し若くは單に一部分のみ又は怠慢に之を執行する者は譴責を以て罰せらるる譴責には科料金庫の利益に五百乃至千リールの金額の支拂の處罰を添附することを得但若し其場合なるときは公訴を妨ぐるることなし

前述の制裁は辯明に付ての違反者の意見を聴取して控訴院側検事長之を適用し且執行の爲系統上官吏又は吏員の隸屬する官憲に通知す

第二三〇條

(秘密の義務)

司法警察の官吏又は吏員及び司法警察の行爲を履行し又は履行に共同し又は公の職務又は役務の

故に因り其認識を有する其他の者は該行爲及び其結果に關する總てに付き秘密の義務を負ふ

第二款 治安判事 || Pretore 地方裁判所検事 || Procureure de Re

及び控訴院側検事長の豫審準備行爲に就て

第二三一條

(治安判事の行爲及び通報)

治安判事は若し其管轄に屬する罪に關するときは公判への召喚の決定を發し又は直行公判又は決定を處分するに先ち必要と思料する司法警察及び略式豫審の行爲を命じ又は履行す

治安判事は遅滞無く地方裁判所検事に其到達したる告訴告發申請請求報告及び急報罪の其他の一切の情報及び爲したる處分を通報す若し其管轄に非ざる罪に關するときは地方裁判所検事に訴訟手續に關する書類及び之に關する一切の物件を移送することを要す但總ての場合に於て證據の確認及び保全に緊急なる行爲の手續を爲し且若し法律が勾留囑託狀を許可するときは假に逮捕囑託狀を發することを得

第二三二條

(地方裁判所検事の司法警察行爲)

地方裁判所検事は正式豫審を請求し又は略式豫審を開始するに先ち直接に若くは司法警察官を介し司法警察の行爲の手續を爲すことを得

第二三三條

地方裁判所検事は控訴院側検事長に其到達したる告訴告發申請請求報告及び急報罪の其他の一切の情報及び爲したる處分を通報す

第二三四條

(控訴院側検事長の行爲)

検事長は第二三二條の地方裁判所検事に付與したる權能を行使すること又は自ら略式豫審の手續を爲すことを思料せざるときは其接受したる告訴告發申請請求報告急報及び許可を地方裁判所検事に移送す

検事長は正式豫審を終結する判決に先ち又は若し略式豫審の手續を爲すとき召喚の決定に先ち不起訴處分を以て行爲を廢止し且豫審を豫審部に移轉することを得

第二節

被告人の身體の自由に就て

第一款 逮捕 Arresto に就て

第二三五條

(現行犯に於ける義務逮捕)

司法警察及び公力の官吏及び吏員或者が拘禁刑又は一層重き刑を以て罰す可き國家の人格に對する犯罪又は法律の最高一年を超ゆる懲役刑又は一層重き刑を設くる其他の犯罪の現行犯にあるを覺知するときは之を逮捕することを要す

尙常習性職業性又は性癖に因る犯罪者と宣告せられたる者對人保安放浪又は乞丐の處分に付せられたる者本國家の領域内に一定の現在地を有せざる者及び既に懲役刑又は一層重き刑に處せられたりし者拘禁刑又は一層重き刑を以て罰す可き犯罪の現行犯にあるを覺知するときは其逮捕の手續を爲すことを要す

若し被害者の告訴を待て罰す可き犯罪に關するときは本條の豫見する場合に於て罪の被害者が告訴を提起せんと欲する場所に現在する司法警察又は公力の官吏又は吏員に申立つるときは現行犯に於ける逮捕を執行することを要す

第二三六條

(現行犯に於ける隨意逮捕)

司法警察及び公力の官吏及び吏員は法律の最高六月を超ゆる懲役刑を設くる犯罪の現行犯にある

を覺知する者を逮捕する權能を有す
若し之に對し前述の刑を設け被害者の告訴を待て罰す可き罪に關するときは罪の被害者が告訴を提起せんと欲する場所に現在する司法警察又は公力の官吏又は吏員に申立つるときは現行犯に於ける逮捕を執行することを得

司法警察及び公力の官吏及び吏員は尙刑法典又は其他の法律の豫見する武器又は爆發物に關する違警罪又は刑法典第六七〇條第六七一條第六七八條第七〇七條及び第七〇八條の豫見する違警罪の現行犯にあるを覺知したる者及び常習性又は職業性の違警罪犯人と宣告せられたる者常習性又は職業性の宣告を將來したると同性質の違警罪を犯すときは之を逮捕する權能を有す

第二三七條

目前犯す所の罪は現行犯なり、永續罪は永續を終熄するに至る迄は現行犯なり

罪を犯す行爲中に覺知に上るものは現行狀態に在るものなり
罪の直後公力罪の被害者又は其他の者より取調べられ若くは直前に罪を犯せりと推定せしむる物件又は痕跡を以て取押へらるる者は亦現行狀態に在るものと看做す

第二三八條

(罪の被疑者の檢束 II Ferrino)

現行犯の場合の外と雖も逃亡の虞確立するときは司法警察又は公力の官吏及び吏員は履行したる檢束に即時の干與を與ふることを要する司法官憲の處分を待て勾留囑託狀の義務ある罪に付き重大なる嫌疑有る者を檢束することを得且前者司法警察は亦監視の下に留置することを得斯の如き場合に於て適用可能なる限現行犯逮捕に關する個條の規範を遵守す

第二三九條

前數條の豫見したる場合を除く外司法官憲の命令又は囑託無く逮捕せられたる者は逮捕の手續を爲し又は被逮捕者の提示せられたると同一の官吏直に之を釋放することを要す

第二四〇條

(特定の情狀に於ける逮捕の禁止)

所爲の情狀を考慮し其責務の履行に依り又は正當權能の行使に依り實行せるものと認めらるるときは司法官憲の命令又は囑託無き逮捕を認容せず若し逮捕行はれたるときは前述の狀況の立證せらるるや否や之を執行したる官吏の方面よりにも又被逮捕者の提示せられたる所の官吏の方面よりにも釋放の處分を爲すことを要す

第二四一條

(逮捕權能行使の原則)

法律が司法官憲の命令又は囑託無く逮捕を執行する権能を與ふるときは司法警察又は公力の官吏及び吏員は人の道義上及び社會上の資格及び所爲の情狀を考慮することを要す若し逮捕を執行せずと思料するときは司法警察官は關係者をして保證人又は擔保を以てし又は以てせず官憲の處分に從ふ義務を負ふの服従書に署名せしむることを得關係者若し斯の如き義務に服することを拒み又は之を遵守せざるときは逮捕の手續を行ふ

第二四二條

(個人側の逮捕の權能)

第二三五條に示す場合に於て職權を以て訴追す可き罪に關するときは何人にも現行犯に於ける逮捕の手續を爲すことを許可す

逮捕の手續を爲す者は其外罪體を構成する物件を監守に取ることを得其場合に於ては官憲に其引渡を爲し了る迄押收物監守者の資格及び義務を負擔す

逮捕を執行したる者は遲滯無く被逮捕者及び罪體構成物件を司法警察又は公力の官吏又は吏員に引渡すことを要す官吏又は吏員は引渡に付ての調書を作成し而して若し請求するときは之を引渡したる者に其證明書を與ふ

第二四三條

(地方裁判所檢察事又は治安判事の發したる勾留(Captura命令)の吏員が進行したる

第二三五條及び第二三六條に示す場合に於ては地方裁判所檢察事又は治安判事は勾留を命令することを得若し口頭を以て命令を與へたるときは可能となるや否や通常の形式に於て書面に依り之を確認することを要す

第二四四條

(命令又は囑託無き逮捕の場合に於ける司法警察及び公力の官吏及び吏員の責務) 司法警察官にして司法官憲の命令又は囑託無く或者の逮捕を執行し又は被逮捕者の引渡を受けたる者は第二三九條第二四〇條及び第二四一條の遵守に於て又は告訴の缺如に因り之を釋放す可きに非ざるときは直に又總ての場合に於て二十四時間を超ゆることなく之を罪を犯したる地又は逮捕地の地方裁判所檢察事又は治安判事に交付することを要す但逮捕を通知せられたる地方裁判所檢察事又は治安判事一層の延長を必要と認むるときは此限に在らず地方裁判所檢察事又は治安判事には亦逮捕の調書を移達す

十八歳未満者、女子、聖職者又は修道士を逮捕したる司法警察又は公力の官吏及び吏員は各別に之を監守することを要す

第二四五條

(被逮捕者の訊問)

地方裁判所檢察事又は治安判事は被逮捕者其處置に付せらるるや否や訊問を手續す訊問は正當の理

由に因り之を延期することを得但斯る場合に於ては成る可く速に之を行ひ且延期の理由を調書に宣明す

第八八條第二項の豫見する場合の外被逮捕者若し監獄又は司法官憲の前に引致する能はざる如き疾病に罹るときは地方裁判所検事又は治安判事訊問を擔任し且釋放を命ず可らざるときは決定を以て其所在地に於て公力吏の方法に依る之が監守を命じ若くは若し必要の現ずるときは監獄に移送することを得るに至るまで同一の監守の下に公立病院へ之が庇隠を命ず

第二四六條

被逮捕者の身體の自由に關する地方裁判所検事及び治安判事の處分
訊問後若し逮捕が法律の豫見する場合の外に於て又は錯誤に因りて起れること若くは事實の存在せざること又は被逮捕者之を犯さざりしこと又は法律が事實を罪として豫見せざること又は公訴の提起せらるるを得ざること明瞭と成れるときは地方裁判所検事又は治安判事は理由を附したる決定を以て直に被逮捕者を自由に置くことを命ず此場合に於ては第七四條の規範に依り記録所への書類の移送を命ず

其他第二三五條第二三六條及び第二三八條の豫見する場合を除く外若し司法官憲の命令又は囑託無く逮捕起れるときは釋放を命ず
若し釋放を命ず可きに非ず又直行公判の手續を爲すことを認めざるときは地方裁判所検事又は治安判事被告人の訴訟手續の爲管轄官憲の處分に逮捕の状態に留まるの處分を爲し且司法官憲に之が直接の情報を與ふ

被逮捕者未だ十四歳に満たざるときは法律の規範に依り處分する爲決定を以て公安官憲への之が引渡を命ず

被逮捕者若し十四歳に滿つと雖も未だ十八歳に滿たず且逮捕囑託狀を命じ又は許可する罪に關するときは地方裁判所検事又は治安判事は決定を以て司法感化院への庇隠を命ずることを得但總ての場合に於て第四〇條に設くる検事長の權能は此限に在らず

第二四七條

自宅監守を命ずることを得る場合
懐胎し又は其子に授乳する女子又は格別に重大なる健康状態に在る者逮捕せられたるとき若くは所爲の情狀及び被逮捕者の道義上及び社會上の資格之を認容するときは地方裁判所検事又は治安判事は理由を附したる決定を以て被逮捕者の監獄に監守せらるるに代へ假に自宅に於て逮捕の状態に留まることに處分することを得第二五九條の他の規定を適用することを得

前規定は第二五三條及び第二五四條第二號の豫見する場合には之を適用せず

第二四八條

命令又は囑託に因る逮捕の場合に於ける司法警察又は公力の官吏及び吏員の責務

司法官憲の命令又は囑託に因り逮捕の手續を爲したる司法警察又は公力の官吏及び吏員は被逮捕者を監獄に引致し且第二四四條に設くる規範に従ひ命令又は囑託を發したる官憲に逮捕調書を送ることを要す

第二四九條

(人の錯誤に因る被逮捕者の釋放)

人の錯誤の存すること絶対に確實なるときは被逮捕者は縱令逮捕を執行したる司法警察又は公力の官吏又は吏員よりにも直に之を自由に置くことを要す
右の處分は常に逮捕の起れる地の地方裁判所検事又は治安判事に又命令又は囑託存りしときは之を發したる官憲にも亦之を通知す

第二款 自發出頭に就て及び令狀に就て

第二五〇條

(自發出頭)

自己に對し刑事訴訟手續の開始せられたること又は開始せられんとすることの情報を得たる者は自己の申立を爲す目的に依り豫審を管轄する司法官に出頭する權能を有す
訴訟と爲れる所爲自發に出頭したる者の論争する所と爲り且其者其冤罪を表示することを承認せられたるときは因て履行したる行爲は總ての效果に付き出頭囑託狀發行後行はれたる訊問に等

し

法律が勾留の囑託狀又は命令狀の發行を勒令又は許容するとき自發出頭は其發行を妨ぐるこ

なし

第二五一條

(被告人の出頭に關する囑託狀及び命令狀の種類及び效力)

豫審裁判官又は治安判事は出頭囑託狀召喚狀の謂を以て被告人の己の前に出頭すること、勾留囑託狀及び逮捕囑託狀を以て被告人の監獄に引致せられ又は其外之を發したる官憲の處分の爲逮捕の狀態に留まること、同行囑託狀勾引狀を以て縦し力を用ひ同官憲の面前に引致することを命す

第三九三條の規範に依り檢察官より發したる逮捕、勾留又は同行の命令狀は對應する囑託狀と同一の効果を有す

治安判事、其他の裁判官又は檢察官より發したる逮捕の囑託狀又は命令狀は其執行より二十日以内

に勾留の囑託狀又は命令狀發せられず又は拘禁刑に處するの判決言渡されざるときは效力を有することを止む

第二五二條

(囑託狀又は命令狀の發行に付ての一般條件)

囑託狀又は命令狀を發し得る爲には其處分の發せらるる者の負擔に於ける咎責の十分なる徵憑の

存在することを必要とす然りと雖も司法官が豫審は證據不十分に困りて終結せられたるべく且被告人未だ訊問せられたるに非すと認むるときは出頭の囑託状又は命令状を發す

第二五三條

(勾留囑託状の義務なる場合)

勾留囑託状を發することを要する被告人左の如し

一、法律が之に對し最低二年又は最高十年を降らざる懲役刑又は一層重き刑を設くる國家の人格に對する犯罪の被告人

二、既遂又は未遂の故意殺人重又は最重の故意身體傷害強盜強請又は強盜又は強請の目的に於ての人の監禁の被告人

三、其他法律が之に對し最低五年又は最高十年を降らざる時期の懲役刑又は一層重き刑を設くる總ての犯罪の被告人

法律が之に對して懲役刑を設くる非過失犯罪の被告人に對し被告人常習性職業性又は性癖に因る犯罪人と宣告せられたりし又は犯罪の常習性の宣告に因り刑法典第一〇二條の必要とする條件に在り若くは農業植民地又は作業場に收容せられ又は監視附自由に服するときは同じく勾留状を發することを要す

第二五四條

(勾留囑託状の隨意なる場合)

勾留囑託状を發することを得る被告人左の如し

一、法律が之に對し最低一年又は最高三年を降らざる時期の懲役刑を設くる非過失犯罪の被告人

二、被告人が非過失犯罪に因り兩次より多く處刑せられたりし又は同性質の犯罪に因り重ねて處刑せられたりし若くは本國家の領域内に一定の現在地を有せず又は逃亡を爲し又は爲さんとするに至るときは法律の之に對し懲役刑を設くる非過失犯罪の被告人

三、法律が之に對し最低二年又は最高五年を降らざる懲役刑を設くる過失犯罪の被告人

四、被告人が常習性職業性又は性癖に因る犯罪人若くは常習性又は職業性の違警罪犯人と宣告せられたりしときは法律の之に對し拘役刑を設くる違警罪の被告人

裁判官は勾留囑託状を發する權能を利用す可きや否やを決するに付き人の道義上及び社會上の資格及び所爲の情狀を考慮することを要す

第二五五條

(前數條の效力に於ける刑の特定)

前數條の效力に於ける刑の爲には既遂又は未遂の各罪に對し法律の設けたる刑及び加重情狀を斟酌す減輕情狀は年齢に付ては例外とし他は之を考慮せず

第二五六條

(特定の情状に於ける勾留囑託状の禁止)

所爲が責務の履行に依り又は正當權能の行使に依り實行せるものと認めらるるときは如何なる場合に於ても勾留囑託状を發することを得ず若し囑託發せられたるときは前述の條件判明するや否や命令を以て之を取消すことを要す

第二五七條

(未成年者に對する勾留囑託状の代換處分)

訴訟の手續を爲す際被告人若し十四歳に滿つと雖も未だ十八歳に滿たざるときは裁判官は勾留囑託状を第二四六條末項に示す處分に代換する權能を有す

第二五八條

若し被告人所爲を犯したる際意志又は意欲する能力を除去するが如き精神の疾病状態に在りし者なるときは裁判官は必要あるときは理由を附したる決定を以て之を精神病院への假庇隠に處分す但第三〇一條に定むる所は之を除く
犯人に若し精神病突發するときは第八八條の規定を適用す
第二五九條

(勾留囑託状の執行を停止することを得る場合)

第二五三條及び第二五四條第二號の豫見する場合を除く外若し被告人懐胎し又は其子に授乳する女子又は格別に重大なる健康状態に在る者なるとき若くは所爲の状態及び被逮捕者の道義上及び社會上の資格が處分を正當とするときは裁判官は理由を附したる決定を以て保證又は擔保を以てし又は以てせず勾留囑託状の執行停止に處分することを得
停止を命じたる後裁判官は其必要を有するとき公力をして被告人を己の前に同行せしむることを得
本條第一項に示す處分は何時にても理由を附したる決定を以て之を取消すことを得

第二六〇條

(勾留囑託状の取消及び再發行)

豫審の總ての状態に於て勾留囑託状を正當とする條件缺如し來るときは裁判官は之を取消すことを要す

第二五三條の豫見する場合を除く外豫審の總ての状態に於て裁判官最早勾留囑託状を維持する必要を認めざるときは之を取消し而して必要あらば出頭又は同行の囑託状を發することを得
取消は命令を以て之を處置す

既に取消し又は引換へたる勾留囑託状は再び條件を生ずるときは新に之を發することを得

第二六一條

(出頭又は同行の囑託状を發することを得る場合・勾留囑託状の繼續發行)

第二五三條及び第二五四條の豫見する場合を除く外止た出頭又は同行の囑託状のみを發することを得

出頭囑託状(召喚状)は若し被告人正當の支障無くして出頭せざるときは之を同行囑託状(勾引状)に代換す

第二五四條の豫見する場合に於て裁判官勾留又は出頭の囑託状を發することを思料せざるとき又は出頭囑託状の効果無く終るべきを思料する理由確立するときは同行囑託状を發することを得之に對し同行囑託状を發したる被告人は其囑託状の力に依りては裁判官所在の場所へ其到着したる翌日を超え其自由を剝奪することを得ず

出頭又は同行の囑託状の後勾留を許可する要件發生するときは勾留囑託状を發することを得

第二六二條

(檢察官の義務的意見書・豫審裁判官の逮捕囑託状)

勾留囑託状の發行又は取消を命ずるに先ち豫審裁判官は檢察官の意見を聴取することを要す治安判事は之を地方裁判所檢事に通知し職權を以て處分す

豫審裁判官にして自己の現在地の外に於て且檢察官の干與無く書類を作成する者は法律が勾留囑託状を許可する場合に於ては假に逮捕囑託状を發し且必要なるときは檢察官の意見を聴き之を勾留

囑託状に交換することを得

第二六三條

(裁判官の命令の上訴)

檢察官は法律の豫見する場合に於て勾留囑託状の發行を請求することを得

若し裁判官請求を採用せず又は勾留囑託状取消の處分を爲すときは地方裁判所檢事又は檢事長は關係命令を控訴することを得

若し治安判事其命令を發したるときは豫審裁判官其他の場合に於ては豫審部其控訴に付き斷定す

第二六四條

(囑託状に必要な法式)

總ての囑託状は決定の形式を以て之を發し且法律が他の要件を必要とせざるときは左の事項を包含す

- 一、被告人の概要又は其他識別の資料且若し可能なるときは恐く其在る場所の指示
 - 二、法律の之を豫見する個條の指示と共に事實の略述
 - 三、日附之を發したる司法官及び書記の署名及び官の印章
- 勾留囑託状の中には若し必要あり且可能なるときは亦被告人の人相書を指示し且總ての場合に於